

応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ



平成24年5月
国土交通省住宅局住宅生産課

表紙写真：
応急住宅建設本部(住宅部会)岩手県建設実施本部

国土交通省住宅局住宅生産課長

橋本 公博

大規模災害が発生した際に、まず我々行政が考えるべきことは、“被災者が一刻も早く安全・安心な生活を取り戻すこと”が目的であり、“応急仮設住宅を建設すること”が目的ではない、ということです。

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災では、命題は「応急仮設住宅を 1 日でも早く建設し、1 戸でも多く完成させる」ことにありました。しかし、応急仮設住宅というのは、あくまでも、被災者が恒久住宅に移行するまでの仮住まいであり、その先の復興に向けた恒久住宅の建設作業にいち早く取りかかることが本来は望ましいと言えます。

このような今回の反省も踏まえ、あらかじめ、被災後の恒久的な住宅確保までのシナリオの中に選択肢を増やしておくことで、“応急仮設住宅を建設すること”ありきでない、被災者の居住確保に向けた別のアプローチも可能だったのではないかとと言えます。

また、自治体機能や職員等も被災を受けるような大規模発災後は、冷静に考える余裕がなく、決められたことを決められた通りにこなしていくことで精一杯です。よって、出来ることは何でも取り組み、また、活用できるものは何でも活用する姿勢で臨むことが重要です。

そのためには平常時からの事前準備は不可欠であり、「発災後の混乱時期においては、平常時から準備していたこと以上のことは、対応できない」という前提に立ち、平常時からできることは準備を進めておくということも、今回得られた大きな教訓であります。

■被災者の居住確保に向けた様々な選択肢の用意

今回の東日本大震災では、“みなし仮設住宅”として、平成 7 年度阪神・淡路大震災や平成 16 年度新潟県中越地震など過去の災害と比べても非常の多くの民間賃貸住宅の活用が図られました。本震災では、制度の枠組みが整理された上で民間賃貸住宅の活用が図られたこと等により、円滑に供給が進んだ面もあります。

一方、本震災において、発災当初から考えていたものの実現しなかったこととして、応急仮設住宅と復興公営住宅等の恒久住宅の建設を同時並行で進めるということでした。本震災においては、被災自治体のご判断のもと、応急仮設住宅の建設を優先することとなりましたが、今後災害が生じた場合は、“応急仮設住宅を建設することのみ”という固定観念を捨てて望んでいただきたいと思えます。

本震災でも、応急仮設住宅の建設が遅れていた市町村に対し、そろそろ復興公営住宅への取り組みを始められないかと国土交通省からも提案を行いました。が、“応急仮設住宅の建設が終わらないと復興公営住宅の建設に取り組んではならないのではないか”という認識のもと避難所の閉鎖が遅くなることを懸念され、応急仮設住宅の建設と併せて復興公営住宅の建設に取り組む市町村はありませんでした。

はじめに

地域の被災状況にもよりますが、地域工務店による木造平屋住宅やハウスメーカー系のアパート形式の住戸であれば、数ヶ月で恒久住宅の供給が可能です。今回の応急仮設住宅で、完成後に随時追加工事が行われ、本設住宅に近い水準の応急仮設住宅が建設されている状況をみれば、早期から災害公営住宅等の本設住宅に取り組む選択肢を用意しておくべきです。

また、内装を簡易なものとして本設住宅を建設し、一時的に応急仮設住宅として利用し、その後、本設住宅の復興公営住宅として利用するという考え方もあるのではないかと考えています。

■避難所の居住環境の向上の取り組み

避難所のあり方についても、本来は保健福祉部局の担当であっても、建築住宅部局にも、居住環境を整備する部局として、積極的に避難所の居住環境の向上を考えてほしいと思います。

冬の寒い中、夏の暑い中で、体育館の堅い床の上で眠らざるを得ない被災者の方々を思えば、被災者の住まいの確保に向けた一連の取り組みとして、せめて畳やプライバシーを確保できる簡易な間仕切りの設置が必要ではないか、という発想が生まれると思います。

たとえば、避難所の居住環境が向上されることにより、避難所で少し待っていただければ、その間に復興公営住宅を建設して、応急仮設住宅を経ずに避難所から直接恒久住宅に移行していただくという選択肢も可能になるのではないのでしょうか。

■現場が混乱する発災直後の物事の進め方

情報インフラや交通インフラが不通になる大規模災害の発災後は、現場が混乱するのは当然です。よって、そのような状況下を前提とし、その中でどのように物事をすすめていくかが重要です。

東日本大震災規模の大規模災害では1週間程度、新潟県中越地震規模の中規模災害では3日程度は、被災状況等の情報は入ってきません。そのため、情報が入る前は実際の建設へ向けた具体的対応を行うことはできませんが、この間に、平常時に準備しておいた建設候補地の確認や既存住宅等の関連情報について、発災翌日には改めて確認し、データ整理をしておくべきです。

その後、大規模災害では1週間程度で、物事が一気に動き出しますので、その動きに乗り遅れないよう、あらかじめ関係部局との連携を図る窓口のキーパーソンを決め、窓口を一本化するなどの体制整備等の準備も必要です。なお、国土交通省では、中規模を超える災害では、直ちに被災都道府県に国土交通省職員を派遣するようにしています。被災都道府県では、行政機能が低下するため、国からの様々な資料要求等の依頼は派遣職員を通じて対応することとしています。

それから、発災直後は被災戸数等の情報が入ってきても、断片的な情報になります。その場合は、応急危険度判定等の現場情報を活かすことも重要です。

■災害時の組織としての方針決定、トップの判断

平常時の事前準備は可能な限り行っておく一方で、発災後には、組織としての決断をして、迅速に対応していかなければいけない局面があります。

たとえば、必要戸数については、通常の公共事業の発注のように、確実な需要戸数を見込んで必要戸数を決め、その後予算措置について財務当局に了解を得るといった通常業務のプロセスでは、埒が明かずに災害時に対応が難しい場面もあります。そのような場合には、どの程度戸数が必要か、部長から知事に直接相談し、組織トップの判断を得ることが災害時には重要です。また、本震災でも必要戸数の増減がありました。最終的に被災者の要望に対して応急仮設住宅が不足するという状況を生じさせないよう必要戸数を見込むことが必要です。“過ぎたるは猶及ばざるが如し”ということわざがありますが、災害に関していえば、“過ぎたる”ことの方が大事です。

それから、災害後は、数多くの応急仮設住宅の提供の申し出が海外から寄せられます。本震災でも、採用する、しないといった都道府県的意思決定をしておらず、対応が遅れてしまった反省があります。よって、災害時における海外の住宅ユニットの採用方針を事前整理しておく、たとえば海外の住宅ユニットは採用しないといった意思決定をした場合などには、あらかじめ知事の方針として明記して国内外に宣言しておくべきです。

■完成目標や建設期間の設定

応急仮設住宅の建設は、避難所等での避難生活の長期化を避け、被災者の方々に早く先の見通しを示すためにも、完成目標や建設期間を設定することも重要です。東日本大震災では当初、梅雨期までに高齢者や障害者等の要配慮世帯を、梅雨明けから夏本番までに全世帯が避難所から退去できることを目標にしていました。地域性、季節感等を勘案し、目標を設定することも重要です。それから、応急仮設住宅の建設期間の目途を設けることで、復興に向けた本設住宅建設への舵の切り替えを行うことが必要です。

以上の考え方に立ち、本必携(中間とりまとめ)では、主として被害が広域にわたり、応急仮設住宅の大量供給が必要とされる東日本大震災程度の大規模災害を想定して、平常時に事前準備する内容や実務上のポイント、災害後の具体的作業及びそのフローチャート、その他過去の参考事例、様式の雛形等をまとめています。

現在も多くの被災者が応急仮設住宅に入居しており、応急仮設住宅の仕様、民間賃貸住宅の借上仮設住宅との関係など、引き続き検証すべき課題は残されています。

本必携(中間とりまとめ)を参考に、それぞれの地域における災害等を想定して、全国都道府県で独自のマニュアルの整備等を進めていただき、全国自治体の災害対策を進めていただくことを期待しております。

最後に、本必携(中間とりまとめ)の作成にあたって、ご協力いただきました東日本大震災の被災県をはじめとした全国都道府県、厚生労働省、(社)プレハブ建築協会、(社)住宅生産団体連合会、東日本大震災で建設に関わられた地元事業者等の関係者の皆様にお礼を申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

平成24年5月

【本必携の見直し・改訂】

東日本大震災の被災地においては、現時点(H24.4)において、多くの被災者が応急仮設住宅に入居しており、応急仮設住宅の解消・解体までには数年を要することも想定されている。本必携は、現時点で把握できている内容を基に中間とりまとめとして作成したものであり、今後、被災地における入居者の声や管理者からのヒアリング、メンテナンスや解体時の問題の把握などの検証も継続して実施することにより、毎年、本必携の内容の改訂を行うことを予定している。

特に、応急仮設住宅の仕様、民間賃貸住宅の借上仮設住宅との関係等については、さらに検証すべき課題が多く、本必携では、課題の把握、整理及び暫定的な提案のとりまとめにとどまるものであり、今後、さらに見直しを行うこととしている。

都道府県マニュアルについても、候補用地の更新等とともに、毎年、見直しを行い継続的に改訂していくことが望まれる。

【本必携の編集経緯】

本必携は以下の検討を基に編集した。

「東日本大震災における応急仮設住宅の建設に関する報告会」の開催

(平成 23 年 10 月 18 日)

- ・各都道府県の防災業務計画等で応急仮設住宅の建設を担当することが位置づけられている場合が多い建築・住宅部局の担当者を集め、国土交通省、厚生労働省、岩手・宮城・福島の各県の担当者から、今回の応急仮設住宅の建設状況について報告を行う報告会を開催。

「応急仮設住宅の検証のための都道府県ワーキンググループ」の設置

- ・応急仮設住宅の建設主体となる各県の担当者と、国土交通省等により、今回の応急仮設住宅の建設において生じた課題等について、今後の災害に備えた検証を実施。
 - ・平成23年11月28日 第1回WGの開催
 - ・平成24年 1月30日 第2回WGの開催
 - ・平成24年 3月23日 第3回WGの開催

目次

I 本編

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 総論 | 9 |
| 1.1 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項 | 9 |
| 1.1.1 応急仮設住宅の目的と供与方法 | 9 |
| 1.1.2 供与期間 | 11 |
| 1.1.3 供与主体 | 11 |
| 1.1.4 建設コスト | 12 |
| 1.1.5 建設期間の目安 | 13 |
| 2. 平常時からの準備 | 15 |
| 2.1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等 | 15 |
| 2.1.1 被害想定 | 15 |
| 2.1.2 被害想定に基づく必要戸数の想定等 | 15 |
| 2.1.3 災害発生後に行う必要戸数の推計方法の確認 | 16 |
| 2.2 想定必要戸数に応じた建設候補地の確保 | 19 |
| 2.2.1 建設候補地の事前調査・リスト化 | 19 |
| 2.2.2 定期的見直しと災害発生時の体制準備等 | 22 |
| 2.3 標準仕様の設定 | 24 |
| 2.3.1 標準仕様と多様な供給主体による供給 | 24 |
| 2.3.2 標準仕様の設定に向けた仕様の主な見直し事項 | 24 |
| 2.3.3 再利用性の検討 | 32 |
| 2.3.4 トレーラーハウス等 | 32 |
| 2.3.5 資材会社等の技術提案への対応 | 32 |
| 2.3.6 備蓄 | 33 |
| 2.4 建設事業者等との協定・発注準備 | 35 |
| 2.4.1 協定 | 35 |
| 2.4.2 発注準備 | 36 |
| 2.5 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理 | 39 |
| 2.6 コミュニティ・要配慮者等への配慮方針の整理 | 41 |
| 2.6.1 コミュニティ施設、交通の確保 | 41 |
| 2.6.2 コミュニティ等に配慮した入居管理 | 41 |
| 2.6.3 福祉仮設住宅の建設 | 42 |
| 2.6.4 サポート施設の建設 | 43 |
| 2.6.5 配置計画の工夫 | 44 |
| 2.7 資材・用地等の提供の申し出への対応方針の整理 | 47 |
| 2.7.1 資材の提供の申し出への対応(再掲) | 47 |
| 2.7.2 用地の提供の申し出への対応(再掲) | 47 |
| 2.7.3 海外からの提供の申し出への対応 | 48 |
| 2.8 建設段階の進捗管理の情報 | 50 |

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 2.9 建設後のフォロー業務の整理 | 51 |
| 2.9.1 住宅の管理業務 | 51 |
| 2.9.2 瑕疵対応 | 51 |
| 2.9.3 追加工事対応 | 52 |
| 2.9.4 入居者による改造 | 52 |
| 2.10 応援部隊の受け入れ、派遣、調整 | 53 |
| 2.10.1 応援部隊の受け入れ | 53 |
| 2.10.2 応援部隊の派遣 | 53 |
| 2.11 定期的な情報更新・事前訓練等の実施 | 55 |
| 3. 災害時における対応 | 57 |
| 3.1 初動(発災当日から数日) | 57 |
| 3.1.1 マニュアル等の確認と体制の整備 | 57 |
| 3.1.2 連絡体制の整備、関係者との協議 | 58 |
| 3.1.3 情報の収集・整理、記録、報告、広報 | 58 |
| 3.1.4 業務スペース、車両の確保等 | 59 |
| 3.2 必要戸数の推計と要請 | 60 |
| 3.2.1 初期情報からの推計と要請 | 60 |
| 3.2.2 追加情報による推計と必要戸数の見直し | 61 |
| 3.3 建設事業者の確定・発注 | 62 |
| 3.3.1 協定団体等との協議と発注 | 62 |
| 3.3.2 協定団体等における体制整備 | 62 |
| 3.3.3 建設事業者の公募 | 63 |
| 3.4 用地の確定 | 64 |
| 3.4.1 候補用地リストの確認 | 64 |
| 3.4.2 用地の確定 | 64 |
| 3.5 発注仕様の確定 | 65 |
| 3.6 資材不足等への対応 | 66 |
| 3.6.1 建設事業者からの情報収集 | 66 |
| 3.7 建設の進捗管理、検査、引き渡し等 | 67 |
| 3.7.1 進捗管理 | 67 |
| 3.7.2 検査・引き渡し | 67 |
| 3.8 瑕疵対応、維持保全・メンテナンス、追加工事対応等 | 68 |
| 3.8.1 維持保全・メンテナンス | 68 |
| 3.8.2 瑕疵対応 | 68 |
| 3.8.3 追加工事対応 | 68 |
| 3.9 個人情報の管理 | 69 |
| 4. 応急仮設住宅の建設に関する連絡担当課一覧 | 71 |

II 資料編

| | |
|------------------------|----|
| A 応急仮設住宅の仕様の現状、検討事項の整理 | 75 |
| B 標準建設フロー | 76 |
| C 標準様式・文書ひながた集 | 77 |

I 本編

1. 総論

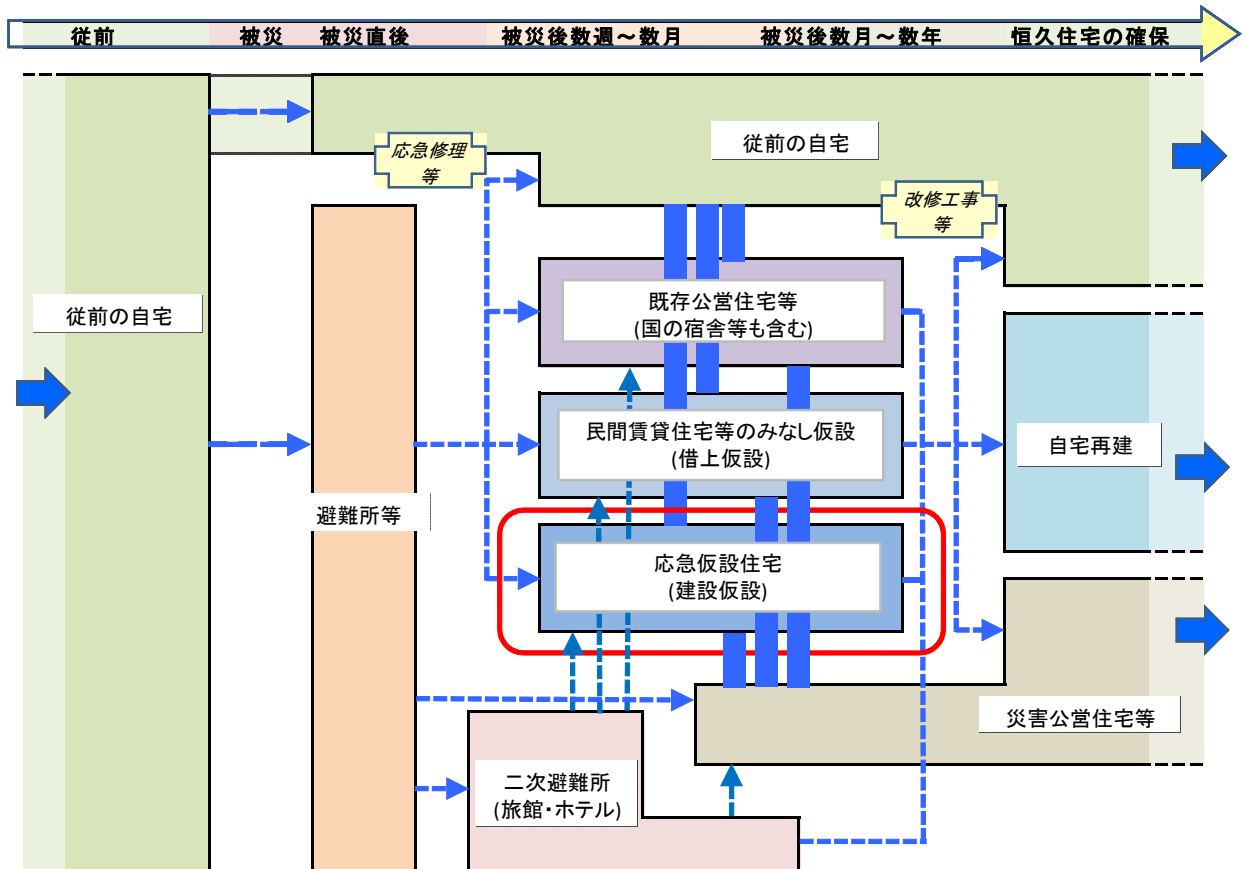
1.1 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

1. 総論

1.1 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

被災後の恒久的な住宅確保までのフローのイメージ

応急仮設住宅(建設仮設)の位置づけ



1.1.1 応急仮設住宅の目的と供与方法

【目的】

- 災害救助法による応急仮設住宅は、「災害時に住家が全壊・全焼・流出し、居住する住家が無い者等で、自らの資力では住家を得ることができない者」に対して供与することと原則されている。(災害救助法告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」第一章第二条第二項)
- 東日本大震災においては、半壊や市町村長の避難指示等を受けた場合等でも、希望者には応急仮設住宅に入居できる弾力運用が図られている。(東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その5)平成23年4月4日厚生労働省社会・援護局総務課長通知)
- 大規模災害発生時には、自力で確保できるかどうかを審査して制度運用することは実務上困難であり、住宅を失った者については、建設、借上のいずれかの住宅等の供与が求められるものと想定される。

1. 総論

1.1 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

【提供の仕方】

- 災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」の他、民間の賃貸住宅等を借り上げて供与するいわゆる「みなし仮設住宅」がある。本必携で「建設仮設」と「借上仮設」というときは、それぞれ前者と後者である。

【被災者の希望に応じた借上仮設や応急修理の優先】

- 災害対策予算の効果的執行、復興に必要な他の建築物のための用地確保、省資源、既存住宅の有効活用等の観点から、公営住宅や UR 賃貸住宅等の公的住宅の空き家の活用の他、被災者が「借上仮設」を希望する場合や自宅の応急修理により住宅確保ができる場合は、それらを優先すべきと考えられる。
- 特に、応急仮設住宅の供給においては、「建設仮設」にこだわることなく、情報の提供、コミュニティの維持等に配慮しつつ「借上仮設」を有効に活用すべきと考えられる。

【建設仮設を中心とすべきと考えられるケース】

- 例えば、以下のような地域においては、被災者の早期の居住の安定に加え、地域の産業の早期復旧等も図る観点から、建設仮設による供給を中心とした検討を行うことが望ましい。

例) 借り上げできる民間賃貸住宅等の数が少ない地域。

一次産業従事者や高齢者等、産業復興の迅速化や地域との結びつきの維持の必要性から被災地を離れることが難しい住民の多い地域。

1.1.2 供与期間

- 災害救助法において、「応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること」と原則されており(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 第一章第二条第二項)、建築基準法において最長2年3ヶ月とされている。この期間については、著しく異常かつ激甚な非常災害を対象とする「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条」を適用することにより、さらに1年ごとに特定行政庁の許可を受けることで延長可能とされており、東日本大震災においても、この規定を適用するための政令の改正が行われている。(平成23年5月27日に閣議決定し、6月1日より施行)なお、これまでも阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震についても適用されている。
- 応急仮設住宅は、迅速に建設し避難所の被災者を早急に入居させるとともに、安定した居住が確保される恒久住宅への転出を早期に実現し、その役割を終えるべき住宅である。
- 安全性に係る建築基準等が一部緩和されており、長期の利用は不適當である。
- 一方、災害が大規模であり、復興に時間を要し、供与期間が長期化することが想定される場合には、高齢者・障害者等の入居者、生活利便施設の設置等の団地計画、行政サービスの提供等において、一定の長期利用を想定した配慮が求められる。

1.1.3 供与主体

- 災害救助法における応急仮設住宅の供与主体は、原則都道府県とされており、市町村に委任することができることとされている。(災害救助法第30条第1項)
- 東日本大震災においても、宮城県において、この規定を適用し、市町村発注で523戸(5地区、3市町村)の応急仮設住宅の建設が行われている。(災害救助法による救助の実施に関する事務の処理について(通知)平成23年4月19日各市町村長宛て宮城県知事通知)
- 被災地の市町村の体制等を考慮すると、都道府県が主体となって建設し、市町村の発注能力、工事管理能力等を把握した上で可能な範囲で委任することが、現実的と考えられる。(委任を行う場合は、事前に都道府県と市町村とで調整し、取り決めしておくことが適当と考えられる。)

1. 総論

1.1 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

1.1.4 建設コスト

○災害救助法において、「一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、二百三十八万七千円以内とすること」(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 第一章第二条第二項)と原則されているが、東日本大震災及びこれまでの災害において、災害の状況に応じ、特別基準を設定して弾力的な運用がなされてきている。

○近年の災害での応急仮設住宅建設の戸当たりの単価は以下のとおりである。

| 発災日 | 災害名 | 災害救助法に基づく一般基準 (円) | 実際の単価 (特別基準 (円)) |
|-------------|--------------------|-------------------|---------------------|
| 2004年10月23日 | 新潟県中越地震 | 2,433,000 | 4,725,864 |
| 2007年3月25日 | 能登半島地震 | 2,342,000 | 5,027,948 |
| 2007年7月16日 | 新潟県中越沖地震 | 2,326,000 | 4,977,998 |
| 2008年6月14日 | 宮城・岩手内陸地震 (岩手県) | 2,366,000 | 5,418,549 |
| | 宮城・岩手内陸地震 (宮城県) | | 4,510,000 |
| 2011年3月12日 | 東日本大震災 (岩手県) | 2,387,000 | 約568万円 ※1 |
| | | | 12.8万円/㎡ ※2 |
| | 東日本大震災 (宮城県) | | 約664万円 ※1 |
| | | 12.5万円/㎡ ※2 | |
| | 東日本大震災 (福島県) | | 約574万円 ※1 |
| | | | 12.8万円/㎡ ※2 |

※1 談話室・集会所の建設費、造成費、追加工事費を含む建設コストの戸当たりの平均コスト。

※2 造成費、追加工事費を含む建設コスト(談話室・集会所の建設費は含まない)の総戸数の延床面積1㎡当たりの平均コスト。

※1、※2:平成24年4月時点。厚生労働省調べ(自治体と係数を精査中)。なお、現時点でも追加工事が継続されている。

○応急仮設住宅本体以外の経費(造成費、インフラの引き込み経費等)については、敷地条件の違いや災害の態様により異なるが、造成等を要しない用地を優先して選定する必要がある。

1.1.5 建設期間の目安

- 応急仮設住宅全体の建設期間は、避難所等での避難生活の長期化を避ける観点から、概ね 5 万戸程度の建設仮設を供給する阪神・淡路大震災や東日本大震災規模の災害においては、災害発生後、最長でも概ね 6 ヶ月以内に建設することが一つの目安と考えられる。(各団地の標準的な建設期間は、着工から完成まで、約3~4週間程度)
 - 大規模災害において、建設仮設の供給スピードを決定する主な要因としては、
 - ①建設用地の確保
 - ・ 都道府県が現地確認をして用地を決定する行政プロセスが必要
 - ・ 自治体職員、自治体機能も被災し、行政機能が低下
 - ・ 電気・水道などインフラが整った大規模な平坦地などの条件の良い用地以外でも工事を行う必要があること
 - ②資材の確保
 - ・ 資材関連工場が被災を受けること
 - ・ 新築住宅着工数が減少し、新築住宅市場が縮小する中、急激な需要に対し国内の生産体制が整わないこと
 - ・ 公共インフラや情報インフラが不通になり、さらにはガソリン不足になることにより、輸送等にも支障を及ぼすこと
 - ③労働力の確保
 - ・ 被災自治体以外からも集めたとしても、労働力に限界があること
 - ・ 新築住宅着工数が減少し、新築住宅市場が縮小する中、急激な需要に対し国内のマンプワーが足りないこと
- 等があげられる。これらの課題に対し、応援職員の派遣や海外資材の輸入措置などできる限り総動員して対応した東日本大震災等の過去の経験を踏まえても、発災から概ね 6 ヶ月以内に建設仮設で供給できるのは、概ね 5 万戸程度が限度と考えられる。
- これ以上の建設戸数が必要な災害が発生した場合は、公営住宅や UR 賃貸住宅等の公的住宅の活用、借上仮設や自宅の応急復旧、さらには広域避難など建設仮設以外の手段を最大限活用することで対応することとする。
 - また、建設期間の目安を示すことにより、一定の戸数を確保したうえでコミュニティ単位での入居を行うなどの対応も可能となる。
 - 応急仮設住宅に入居できるまでの建設期間中は、避難所の生活環境改善や避難生活の負担軽減のための措置(プライバシーの確保、畳の設置等による床面の断熱措置、洗濯物の干し場所の確保等)、旅館・ホテルなどへの 2 次避難の活用、広域避難の方含め避難所等の避難者への迅速かつ定期的な応急仮設住宅の建設状況(建設見通しや募集予定含む)の情報提供が併せて必要である。

1. 総論

1.1 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

【応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項】

- ・被災者が希望する場合は民間賃貸住宅の借り上げ、自宅の応急修理を優先。
- ・応急仮設住宅を供給する場合は、建設仮設にこだわることなく、借上仮設を有効に活用すべき。
- ・応急仮設住宅は早期解消すべき。長期利用が想定される場合は高齢者等、団地計画、行政サービス等に配慮。
- ・供与主体は被災都道府県が原則。被災市町村の能力等を勘案して業務を委任。
- ・大規模災害においては、建設期間は最長 6 ヶ月で必要戸数を建設することを目安とし、その間の避難者の生活環境改善、建設状況の情報提供が必要。

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 避難所の居住環境の向上の取組み(坂茂建築設計の取組)
→[別冊] I 本編・参考資料:p4
- ・ 避難所への「かわら版」発行(岩手県)
→[別冊] I 本編・参考資料:p5

I 本編

2. 平常時からの準備

- 2.1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等
- 2.2 想定必要戸数に応じた建設候補地の確保
- 2.3 標準仕様の設定
- 2.4 建設事業者等との協定・発注準備
- 2.5 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理
- 2.6 コミュニティ・弱者等への配慮方針の整理
- 2.7 資材・用地等の提供の申し出への対応方針の整理
- 2.8 建設段階の進捗管理の情報
- 2.9 建設後のフォロー業務の整理
- 2.10 応援部隊の受け入れ方法、応援方法の整理
- 2.11 定期的な情報更新・事前訓練等の実施

2. 平常時からの準備

2.1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等

2.1.1 被害想定

- 各地域において想定される災害(地震、津波、風水害、噴火、土砂災害等)ごとに住宅被害を想定。各地域において想定される災害(地震、津波、風水害、噴火等)ごとに住宅被害を想定。

【被害住宅戸数の推計】

- 地震の場合:住宅の構造・建築年(耐震化率)等から倒壊戸数等を推計
- 津波の場合:住宅の構造・ハザードマップ、標高等から流出戸数を推計
- 風水害の場合:住宅の構造・浸水ハザードマップ等から被害戸数を推計
- 噴火の場合:火山のハザードマップ等から被害戸数を推計 等

2.1.2 被害想定に基づく必要戸数の想定等

【応急仮設住宅(建設仮設+借上仮設)の必要戸数想定のための必要情報】

- 居住者の属性(高齢者、障害者等の居住状況、雇用産業種別等)
- 公的住宅(公営住宅や UR 賃貸住宅等)や民間賃貸住宅の空室の有無・量、応急仮設住宅としての利用可能性(耐震性、建築年、高齢者・障害者等の受け入れ等)
- 6 ヶ月以内に自宅の応急修理、再建が可能な住戸数の見込み推計(例:木造半壊戸数の半分(平成 19 年 10 月 2 日首都直下地震避難対策等専門調査会(第8回)))
(参考)半壊戸数に対する応急修理戸数の比
新潟県中越地震:66%, 新潟県中越沖地震:50%
- 住民の避難行動に係る意向(事前のアンケート、意識調査の実施(平成 12 年静岡県住民アンケート実施の例))

【応急仮設住宅(建設仮設+借上仮設)の必要戸数の想定方法】

- 被害住宅戸数のうち、「①住宅の供与が必要となる世帯数(戸数)」を想定。
- ①から、
「②公的住宅(公営住宅や UR 賃貸住宅等)で対応すると想定される世帯数(戸数)」
「③自宅の応急修理・再建が可能と推計される戸数」
を除いて、「応急仮設住宅(建設仮設+借上仮設)の必要戸数」を想定。
- これから、「④民間賃貸住宅(借上仮設)で対応すると想定される世帯数(戸数)」を除いて、「建設仮設の必要戸数」を想定。

応急仮設住宅建設の必要戸数＝住宅の供与が必要な戸数

- －公的住宅（公営住宅や UR 賃貸住宅等）の想定戸数
- －自宅の応急修理、再建が可能な想定戸数
- －民間賃貸住宅（借上仮設）の想定戸数

2. 平常時からの準備

2.1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等

○住宅の供与が必要となる世帯数の推計に際しては、地域の高齢化や障害者の居住状況、就業している産業種別等（被災地傍に引き続き住み続ける必要があるか否か等）を評価、勘案して実施。高齢者や障害者等の要配慮者のための福祉仮設住宅等の必要戸数も必要に応じて併せて検討しておく。

○必要戸数は、市町村単位の地域ごとに把握しておく。

【応急仮設住宅の供与期間】

○災害の種別、想定被害の大きさ、想定被災地域の都市計画・建築制限の可能性等の判断から、概ねの応急仮設住宅の供与期間（2年を超える可能性等）を想定。

2.1.3 災害発生後に行う必要戸数の推計方法の確認

【発災後の情報に基づく応急仮設住宅（建設仮設＋借上仮設）の必要戸数の推計準備】

○2.1.2 で実施した被害想定に基づく想定が必要戸数について、災害発生後に得られる初期情報を基に推計戸数に置き換えていくための準備（入手可能な情報（震度分布、浸水範囲、インフラの復旧見込み）等の時系列的な整理）や、災害発生後に必要戸数の推計を行う担当者の選任、訓練等の準備を行う。なお、訓練の結果については、担当者の異動等により推計方法や推計のプロセスが分からなくならないよう、記録を明確にしておく。

※なお、2.1.2 で示した被害想定に基づく必要戸数の想定等は、あくまで情報がそろった中での模擬想定であり、災害発生後の不確定な被災情報が錯綜する状況下では手順通りには想定できないこともあるが、平常時にそれらの必要情報の入手経路や確認方法等を確認するための訓練等を行っておくことは災害時でも有効である。

○いくつかの推計方法を活用して、応急仮設住宅の必要戸数の推計を実施する。なお、次に示す推計方法1～3に基づく算出にあたっては、様々な条件や仮定を含んでいるため、災害の種類や地域性を踏まえて算出する。

※災害救助法上では、「災害時に住家が全壊・全焼・流出し、居住する住家が無い者等で、自らの資力では住家を得ることができない者」に供与される住宅と原則されているが、東日本大震災規模の大規模災害の場合を想定し、半壊等でも希望者には応急仮設住宅に入居できる弾力運用が図られることを前提としている。（参考：東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その5）平成23年4月4日厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

【推計方法1】 住家被害（全壊・半壊戸数）の2～3割

→近年の災害における住家被害（全壊・半壊戸数）に対する応急仮設住宅供給戸数の割合実績。なお、「2～3割」の係数については、各都道府県及び地域ごとに妥当かどうか再検討し、設定しておくことが望ましい。

○阪神・淡路大震災の例

応急仮設住宅供給戸数（48,439戸）／住家被害（249,180棟）×100%=19.4%

○新潟県中越地震の例

応急仮設住宅供給戸数（3,460戸）／住家被害（16,985棟）×100%=20.4%

○東日本大震災の例 ※ただし、福島県の情報を除く。

応急仮設住宅供給戸数（121,286戸）／住家被害（373,529戸）×100%=32.5%

※過去の災害のデータ、内閣府「復興対策マニュアル」（平成22年12月）等の参考文献を元に、国土交通省整理。

平成24年4月19日時点

住家被害と応急仮設住宅供給戸数の整理

| | | 阪神・淡路大震災 (H7.1.17) | 新潟県中越地震 (H16.10.23) | 東日本大震災 (H23.3.11) | 福島県以外(※6) |
|------------------------------|---------------------|-------------------------------|------------------------|----------------------|----------------|
| 住家被害 | 全壊 | 104,906 棟 (※1) (186,175世帯) | 3,175 棟 (※2) | 129,479 戸 (※3) | 108,925 戸 (※3) |
| | 半壊 | 144,274 棟 (※1) (274,182世帯) | 13,810 棟 (※2) | 256,077 戸 (※3) | 189,126 戸 (※3) |
| | ①合計 (全壊・半壊) | 249,180 棟 (460,357世帯) | 16,985 棟 | 385,556 戸 | 298,051 戸 |
| 応急仮設住宅 | 応急仮設住宅 (建設分) | 48,300 戸 | 3,460 戸 | 53,516 戸 (※4) | 36,394 戸 (※4) |
| | 応急仮設住宅 (みなし仮設住宅) | 139 戸 | 174 戸 | 68,334 戸 (※5) | 42,869 戸 (※5) |
| | ②合計 (建設・みなし分) | 48,439 戸 | 3,634 戸 | 121,850 戸 | 79,263 戸 |
| 住家被害に対する応急仮設住宅供給の割合 (②/①) | | 19.4% (10.5%) | 21.3% | 32.5% | 26.6% |

(※1) 阪神・淡路大震災について(確定報) 消防庁(H18.5.19)

<http://www.fdma.go.jp/data/010604191452374961.pdf>

(※2) 平成16年(2004年)新潟県中越地震(確定報) 消防庁(H21.10.21)

<http://www.fdma.go.jp/bn/data/010909231403014084.pdf>

(※3) 警察庁発表(4/18現在)

<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higajokyo.pdf>

(※4) 平成24年4月2日時点の必要戸数

(※5) 平成24年4月17日時点

(※6) 福島県では、福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域、計画的避難区域等からの避難者のための応急仮設住宅も供給されていることを勘案し、福島県分を除いて算定。

2. 平常時からの準備

2.1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等

【推計方法2】

避難世帯数
= 避難者数 / 平均世帯人員

×

建物が全壊・
半壊を理由に
避難している
者の割合

×

応急仮設住宅等へ
の希望者の割合

→ 阪神・淡路大震災において、平成7年1月22日（発災後5日目）、兵庫県は、避難者数及び住宅の被害状況を把握するため、避難所緊急パトロール隊により、726箇所の避難所を回り、約1600名に対して、避難者ヒアリング調査を実施し、応急仮設住宅の必要戸数の推計を実施。

結果：約1600名が回答

○そのうち、7割の人が全壊・半壊で、このうち9割の人が住宅の提供を希望

○避難者総数は、約30万名、約10万世帯（3名/世帯）と推測。

○住宅の必要戸数は、約6万戸と想定（うち応急仮設住宅は3万戸）

【推計方法3】

住居が全壊した世帯 × 応急仮設住宅入居希望割合（事前アンケート結果を活用）

+

中壊世帯 × 応急仮設住宅入居希望割合（事前アンケート結果を活用）

→ 発災から一ヶ月経過以後を想定（一月間は避難所等生活）。事前の市民アンケート調査により、所有形態別（持ち家、借家）、住居が全壊した場合又は中壊した場合の住宅確保の手段割合を推定し、仮設住宅入居者数を推計。

・ 全壊世帯の住居確保の手段は、応急仮設住宅、公営住宅、避難所、勤務先施設、親戚・知人宅、賃貸住宅、自力仮設住宅、建て直し、新築・購入が考えられる。

・ 中壊世帯の住居確保の手段は、応急修理、応急仮設住宅、公営住宅、避難所、勤務先施設、親戚・知人宅、賃貸住宅、自力仮設住宅建設、建て直し、新築・購入が考えられる。

※東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する調査検討報告書（平成15年3月総務省消防庁 東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会）における「大破・焼失」を「全壊」、「中破」を「中壊」と読み換えて示している。

【参考資料(事例・データ等)】

- 東日本大震災・新潟県中越地震・阪神・淡路大震災における住宅被害状況、応急仮設住宅の供給状況等

→[別冊]I本編・参考資料:p6

- 東日本大震災における被災者向けの住宅の確保状況(H24.3.12時点)

→[別冊]I本編・参考資料:p7

- 東日本大震災における岩手・宮城・福島各市町村ごとの被害状況や応急仮設住宅の必要戸数等

→[別冊]I本編・参考資料:p8

- 東日本大震災における岩手県・宮城県・福島県の応急仮設住宅の推計方法

→[別冊]I本編・参考資料:p13

2. 平常時からの準備

2.2 想定必要戸数に応じた建設候補地の確保

- 災害種別ごと、地域ごとに想定した必要戸数に見合う用地を、優先順位をつけてリスト化する。

2.2.1 建設候補地の事前調査・リスト化

【候補用地選定のためのチェックリスト作成とリスト化】

- チェックリストで整理すべき主な項目として、

①基本情報：

敷地面積、想定建設戸数等、土地の所有者・管理者及びその了解の有無 等

②周辺環境の状況：

2次災害の危険性（浸水、土砂災害等）、取り付け道路の幅員（工事車両のアクセス可能性）、周辺の既存の生活利便施設 等

③敷地の状況：

ライフライン（電気、ガス、上下水道（井水の利用可能性）、浄化槽設置の可否、消防水利（消火栓や防火水槽、代替機能）等）の整備状況、造成工事の必要性等

が上げられる。（詳細項目案は以下参照）

- これらの項目を整理して、建設候補地毎に現地調査をしてチェックリストを作成し、地域ごとに優先順位をつけてリスト化する。

- リスト化は、都道府県で整理したチェックリストを基に、建設事業者等の協力を得るなどし、市町村において候補地を調査し所有者・管理者の了解を得、都道府県と市町村で共有するというプロセスで作成することが考えられる。

■チェックリストで整理する項目案 [確認時期を記録しておく]

| ①基本情報 | |
|-------|--|
| | 市町村名 |
| | 地名地番 |
| | 敷地面積 |
| | 想定建設戸数 |
| | 想定利用者数 |
| | 配置計画図の有無 |
| | 土地所有者 |
| | （民有地の場合）名義／協定書等の契約の有無／有償・無償／2年以上の借用の可否。可の場合の借用期間 |
| | （農地の場合）転用手続きの有無 |
| | 必要な施設 |

2. 平常時からの準備

2.2 想定必要戸数に応じた建設候補地の確保

| ②周辺環境の状況 | |
|----------|--------------------------------------|
| 安全性 | 災害（洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・火山等）での被害想定区域 |
| | 資材搬入等経路（道路の幅員m） |
| | 土砂災害警戒区域の指定 |
| | 急傾斜崩壊危険区域の指定 |
| | 崖地の有無 |
| | 危険物（ガスタンク・危険物倉庫等が近隣にないか） |
| 住環境 | 悪臭、振動、騒音（鉄道・幹線道路等） |
| | 日当たり |
| | 夜間の敷地までの経路（夜間街路灯の状況） |
| 利便性 | 駅・バス停までの徒歩での所用時間 |
| | 電車・バス（運行本数等） |
| | 医療施設の有無、有の場合は距離 |
| | 商店街・スーパーマーケットの有無、有の場合は距離 |
| | 公民館、郵便局、学校 などの有無、有の場合は距離 |
| ③敷地の状況 | |
| 敷地造成等 | 地盤の状況 |
| | 木杭で対応できる地盤か。 |
| | 敷地の地盤強度（埋立地でないか等） |
| | 敷地境界（ブロック、杭等で明確になっているか。） |
| | 敷地の高低差（法面・擁壁の状況等） |
| | 敷地の排水状況（雨水排水等） |
| | 積雪への対応 |
| ライフライン | 上水道・下水道 の有無 |
| | 下水道がない場合、浄化槽放流先は最寄にあるか |
| | ガス・LPG の有無 |
| | 電気のための電柱（ない場合は最寄の電柱からの距離）、高圧か低圧か。 |
| | 消防水利（消火栓・防火水槽等）の有無、無い場合は代替機能があるか。 |
| 電話・テレビ | 電話のための電柱（ない場合は最寄の電柱からの距離）、ケーブルテレビの有無 |
| | テレビ：一般放送の受信状況（地上デジタル受信状況など） |
| | テレビ：衛星放送の受信状況（遮蔽物等） |
| | 難視聴地域 |

【リスト化の優先順位及び民有地を活用する場合の事前協定等】

- 建設候補地は、建設候補地として、公有地(都道府県、市町村)、国有地、民有地(無償)があげられ、これらについては、事前にリスト化し、民有地については、土地所有者とあらかじめ協定等を締結しておく。原則として、まずは、公有地、国有地を活用することとし、それでもなお不足する場合には、民有地を活用するという選択肢もあるが、その場合でも無償を原則とする。
- 東日本大震災においては災害救助法での借地料の国庫補助が認められている。大規模災害の場合には、更なる不足が見込まれることが想定されるため、こうした事態に備え、有償の民有地についても、迅速に対応できるよう、あらかじめリスト化しておくべきである。その場合の賃料はその地域の平均相場より低い設定となるようにする。
- なお、国有地の情報については、国有地を取り扱う地方財務局から情報提供を受ける都道府県内の担当部局(管財課等)を予め決定し、その部局からの国有地の情報提供等により、応急仮設住宅の建設候補地としてのチェックを行い、リストに追加する。

【配置計画の作成】

- リスト化した建設候補地について、チェック項目の状況を考慮しながら、予め具体的な配置計画を作成しておく。その際には、住宅の間取りタイプ、住棟の向き・パターン、敷地内に併設する生活利便施設等も考慮し、災害の状況(規模や範囲等)に応じて選択できるよう、いくつかのパターンを用意しておくことが望ましい。
- なお、具体的に配置計画等を作成する上では、現地確認や設計作業等が必要となり、都道府県や市町村にとってマンパワー不足、通常業務への支障等も懸念されることため、地域の建築士事務所協会等に作業協力を依頼し、連携して実施することも有効。
- また、東日本大震災でも地元のNPO法人、建築士、学識者等が具体計画含めて応急仮設住宅の建設に関わっている状況を踏まえ、配置計画についても、予めこれらの有識者等から幅広く意見等を集約し、反映しておくことが望ましい。(こういった対応により、発災後に、寄せられる意見に左右されず、早期建設に向けて予め集約した意見等を踏まえた決定方針に従って建設を進めることができる。)

【復興計画との整合】

- 東日本大震災において、災害公営住宅等の復興住宅の建設用地が足りなくなっている状況を鑑み、応急仮設住宅の用地選定に際して、その後の本設住宅の供給についても考慮しておくことも、全体の復興プロセスにおいて重要である。
- よって、応急仮設住宅と復興住宅の用地の振り分けの検討や、応急仮設住宅から復興住宅への段階的な土地利用の転換の計画等についても検討しておくことが望ましい。

2. 平常時からの準備

2.2 想定必要戸数に応じた候補用地の確保

【民間等からの用地提供の申し出への対応】

- 災害発生直後から、応急仮設住宅の建設用地として、土地の提供の申し出が多く寄せられる。基本的には十分な需要想定と事前のリスト化により対応すべきであること、災害発生後において追加等が必要な場合は、必要な立地において候補地が行政によって選定され、行政側から土地所有者にアプローチすることが一般的であることから、東日本大震災をみても、発災当初からの申し出の件数に対して、採用事例は少ない。
- ただし、リスト化した用地では需要に対して足りない場合には、整備の進捗状況を見極めながら、採用を検討することとなる。（東日本大震災でも民間等からの申し出による採用も一部で見られる）
- その際、用地の申し出を行う民間業者等に対して、
 - ・造成工事を必要としない整地済みの土地であること
 - ・インフラが整った敷地であること
 - ・資材搬入等経路が確保されていること等の都道府県としての応急仮設住宅用地の最低条件を伝え、条件を満たさない場合には、早期の活用は出来ないことを伝える。（東日本大震災において、森林地やゴルフ場、開発許可が必要な土地等の提供申し出が多数寄せられた）なお、条件を満たす用地については、チェックリストの項目整理を行い、リストに追加する。
- このような災害後の用地提供の申し出への対応について、用地情報の整理方法や選定ルール（条件）等の対応要領を予め整理して公表しておく。

2.2.2 定期的見直しと災害発生時の体制準備等

【データベース化と定期的な見直し】

- 用地の情報は地図情報とリンクしたデータベース化や紙媒体等の複数媒体で関係部局で管理し、災害時にすぐに活用できるようにしておく。
- なお、土地の利用状況の変化に対応するため、年に1度程度、定期的に見直すことが望ましい。その際、予め見直し日を決めておくことも一つの方法である。

【災害時の用地担当チームの構成準備】

- 災害発生時に実際の被害に基づき、使用可能な用地を調査し、土地所有者・管理者との連絡等を行う担当チームの選任、訓練等の準備を行う。

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 応急仮設住宅建設候補地チェックリスト(ひな形)
※岩手県、大阪府が作成した建設地チェックリストをもとに、国土交通省で作成
→[別冊]I本編・参考資料:p14
- ・ 応急仮設住宅建設候補地の優先順位について(高知県検討資料)
→[別冊]I本編・参考資料:p18
- ・ 民有地の事前協定の例(山梨県)
→[別冊]I本編・参考資料:p19
- ・ 応急仮設住宅建設候補地データベース利用マニュアル(神奈川県)
→[別冊]I本編・参考資料:p22
- ・ 東日本大震災における隣接する他県市町村での建設状況(宮城県の例)
→[別冊]I本編・参考資料:p35

2. 平常時からの準備

2.3 標準仕様の設定

2.3.1 標準仕様と多様な供給主体による供給

- 大量の必要戸数を6ヶ月間を目安として建設する場合、我が国の住宅生産力を総動員して建設すべきことから、東日本大震災と同様、プレハブ仮設業界、ハウスメーカー、地域の工務店等の参画が期待される。
- 一方、それぞれの生産主体における効率的な建築方法の提案を受けつつ、入居者間の不公平感を可能な範囲で抑制するとともに、追加工事による入居者の不便さや手間を省き、コストを削減する観点からも、全国的な標準及び各都道府県における仕様を予め示しておくことが有効である。

2.3.2 標準仕様の設定に向けた仕様の主な見直し事項

- 東日本大震災の教訓を踏まえた、主な仕様の見直し事項の案を以下に示すが、今後、さらに都道府県、建設業界、国土交通省及び厚生労働省において、全国的な標準及び都道府県における仕様等の設定に向け、コストや工期も考慮しながら検討を継続することとする。

(→Ⅱ資料編 A 応急仮設住宅の仕様の現状、検討事項の整理)

【規模】

- 標準的な住戸規模については、厚生労働省の告示で29.7㎡と定められており、9坪程度が目安となっているが、東日本大震災において、浴槽、キッチンユニット等で、汎用品より規格が小さく、市場での供給量の少ない製品が用いられ、供給速度への影響も生じたことから、汎用品の機器等の使用を想定した、一定程度の標準規模の見直しが必要である。
- また、各所手すりの設置や浴室出入り口の段差解消等のバリアフリー対応は当初から標準仕様にするとともに、車いす利用等も考慮した玄関幅の検討とあわせて一定程度の標準規模の見直しを行う。
- なお、これらの見直しにあたっては、コストや工期の他、用地不足にもつながる可能性も考慮する。
- 収納場所の不足等の指摘への対応として、屋外倉庫、共用倉庫、天井裏収納、床下収納等により、可能な範囲で確保することが望まれる。なお、ロフトの設置による工夫もある。

<ロフト設置の例>



事例1：福島県いわき市の例



事例2：岩手県大槌町の例



【住戸タイプ】

○現在の標準的な住戸規模 29.7 ㎡(9 坪)に対して、住戸プランは2DK が最も標準的なプランとして建設されているが、様々想定される家族形態などに応じて、2DK 以外にも 1DK や3K 等のバリエーションをつけるなど柔軟に対応することが必要である。

【構造種別】

- 大量供給が必要となり、多様な供給主体を想定した場合、木造、鉄骨造等、さまざまな構造が考えられる。
- 鉄骨造については、特に寒冷地において冬季にフレームが熱橋となって結露等を生じる恐れがあるため、フレームが露出しないよう断熱材の外貼りもしくは内貼りを措置すべきと考えられる。

< 構造種別の例 >



鉄骨造(組み立て式)



鉄骨造(ユニットタイプ)



木造(軸組工法)



木造(ユニットパネル化)

2. 平常時からの準備

2.3 標準仕様の設定

【住戸形式・2階建て等】

- 長屋形式の戸境壁等における遮音性能については、入居者の改善要望が大きく、コストと工期を踏まえつつ、遮音性能を上げるための改善を検討すべきである。
- 用地が限定される場合に備え、2層、3層の応急仮設住宅の仕様について、予め検討しておく必要がある。
- 東日本大震災において、ハウスメーカー系においては、生産ラインを変更し、あえて仮設仕様にする事で生産に時間を要したり、資材調達が困難になったケースが認められたため、アパート等で使用される汎用品の住宅形式のものでの供給を検討する必要がある。

<2～3階建ての例>



事例1：福島県郡山市の例



事例2：宮城県女川町の例

【各部仕様】

- 屋根については、夏場の日射による温度上昇を抑制する措置（遮熱、断熱措置）を行う。
- 居室の開口部については、外との出入りやコミュニティ等の観点から、「腰窓」ではなく「掃き出し窓」を設ける。ただし、豪雪地では、積雪の深さを考慮する。
- 玄関については、通風等の観点から、「網戸」を標準仕様とする。「畳の間」を標準仕様とし、畳よせの設置を検討する。
- 地域性を踏まえつつ、窓の二重サッシ又はペアガラスを原則標準仕様とする。
- 「庇」の設置や長さ、「物干し場」のフックの取り付け位置等について改善する。
- 玄関・出入り口の向きは、住棟ごとに向かい合わせにできるようなバリエーションを用意する。

<仕様例>



事例1: 玄関を向かい合わせにした配置
(福島県三春町)



事例2: 掃き出し窓



事例3: 畳の設置(福島県)



事例4: 物干し



事例5: 玄関を向かい合わせにし、バリアフリー化のためのデッキを設置(岩手県遠野市)

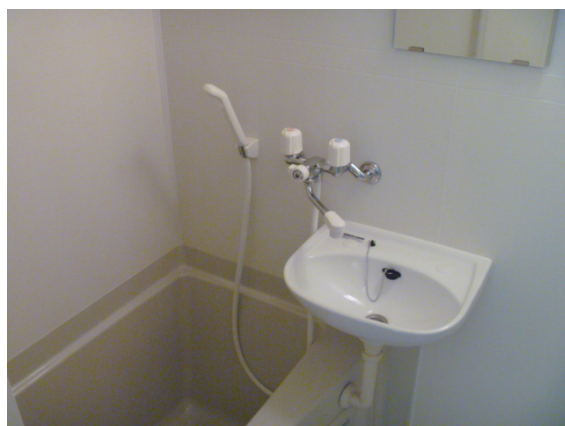
2. 平常時からの準備

2.3 標準仕様の設定

【設備水準】

- 空調については、東日本大震災では一部の住戸でエアコンを2台設置しており、それを踏まえた配線等の仕様を検討する。一方、居室間の間仕切り壁の工夫によって、エアコン1台でも複数室を空調できるようにすることも検討すべきものと考えられる。
- 給湯については、これまでどおり浴室、洗面、キッチンの3点給湯とし、浴室について追い焚き付き機能を検討する。
- 浴室のシャワーの取り付け位置は、浴槽上の壁面ではなく、洗い場側の壁面に設置する。
- 浴槽にためた残り湯を洗濯水に使えるように、浴室と洗濯機の位置に配慮した平面計画とする。
- 井水利用の可能性、浄化槽の必要性等について、リスト化された建設用地について事前に整理しておく。

<設備の例>



事例1:浴室のシャワー取り付け



事例2:浄化槽の設置

【バリアフリー対応等】

- 扉の開き方(引き戸または片開き)や玄関扉等の幅への配慮、玄関・トイレ・浴室以外にも必要な部分への手すりの設置等に配慮する。
- トイレ・浴室等の出入り口の段差解消や入浴しやすい浴槽のまたぎの深さについて、実現性を含め検討する。
- 敷地通路のアスファルト舗装は標準とし、出入り口のスロープについて、一定割合で設置するなど、必要に応じて設置を行う。なお、住戸が長屋形式の場合は、棟の端にスロープを設置し、各住戸の玄関前を廊下で繋ぐことにより、棟全体でスロープを共有できるようにするなどの工夫を行う。
- 地域の高齢者・障害者率等から福祉仮設住宅の想定戸数及びサポート拠点の想定棟数とそれらの仕様を予め定めるとともに、想定される運営者との協定等の検討を進める(保健福祉部局等に検討を要請する)。

<バリアフリー対応の例>



事例1: 玄関内外の手すり



事例2: トイレの手すり



事例3: 住戸前の舗装、スロープの設置



事例4: 浴室前の段差

2. 平常時からの準備

2.3 標準仕様の設定

【寒冷地・積雪地仕様】

- 寒冷地においては、温暖地に比べ壁、窓、天井、床の断熱措置の引き上げ、配管の凍結防止措置、風除室の設置等を行う。浄化槽について、地上設置型とする場合は断熱材で覆うか、半埋め込みとするなどの検討を行う。
- さらに積雪地においては、雪荷重を考慮した基礎の増設や屋根・庇の形状の工夫、雪下ろしや除雪作業の際の転落防止のためのハシゴ固定の措置等を行う。また、堆雪スペースの確保や除雪車が通行できる道幅の確保、室外機を上部に設置する等の配慮を行う。

< 寒冷地・積雪地仕様の例 >



事例1: 風除室の設置(宮城県石巻市)



事例2: 風除室に替わる外廊下



事例3: 追加工事による外断熱



事例4: 雪下ろしのための屋根昇降用ハシゴ固定金物の設置(長野県栄村)

【その他】

- 日よけ、緑のカーテンなど、暑さ対策の付加的な措置を用意する。
- 集会室、談話室、ベンチ、あずまやなどを設けることは仮設住宅地内のコミュニティ形成に寄与するため、コミュニティ施設を一定程度設ける。
- 上述のような付加的措置については、応急仮設住宅本体の建設事業者以外の NPO 法人や住民団体による対応事例もある。
- 地域や敷地状況に応じ、ネットの設置など適切な耐風対策を行う。
- 住民の防犯・安全対策の観点から、各住戸への呼び鈴設置、各住戸・集会所・談話室への火災報知器の設置、集会所・談話室に AED(自動対外式除細動器)、外灯等を標準仕様とする。
- 消防水利(消火栓や防火水槽等)の無い団地の場合については、予め消防機関と協議し、それでもなお防火水利が確保できない時は、それに代替する設備(消火器全戸配布、受水槽への消火栓設置など)を検討する。
- また、追加工事については、本体工事とは異なる事業者への発注によって実施することも検討すべきである。

<その他の例>



事例1: ゴーヤの設置



事例2: 縁台やベンチの設置(奈良県野迫川村)



事例3: コンテナとテントを組み合わせた団地内のイベントスペース。右は団地内のアトリエ(宮城県女川町)



写真: 平井広行

2. 平常時からの準備

2.3 標準仕様の設定

2.3.3 再利用性の検討

- 資源の有効利用等の観点から、住戸ユニット、資材の再利用性についても出来る範囲で考慮することが望ましい。(東日本大震災における地元業者等の取組みにおいて、燃料チップ等としての部材の再利用できるものや住戸ユニットとして本設住宅に転用可能なものが見られる)

2.3.4 トレーラーハウス等

- いわゆるトレーラーハウス等については、建築基準法上の取扱いに準拠させた上で、最終的には被災地の都道府県において、仕様等が応急仮設住宅として認められるかどうか判断されるものである。
- 仮にトレーラーハウスを応急仮設住宅として活用する場合は、
 - ・建設事業者が実施する給排水設備、電力等の接続工事、設置する敷地の整地工事などの付帯工事と一体で供給すること(トレーラーハウスの供給のみは受けない)
 - ・応急仮設住宅としての供給期間中は維持管理及び補修等を行えること。
 - ・入居者のクレーム対応等でただちに現地に赴けること。等の条件を満たす場合には、活用の可能性があると考えられる。
- トレーラーハウスの供給提案者には、これらの条件を伝え、条件を満たさない場合には、早期の活用は出来ないことを伝える。
- なお、東日本大震災では、住宅以外の用途(避難所の補助的施設や災害対応の施設等)として一部で利用された例がある。

2.3.5 資材会社等の技術提案への対応

- 応急仮設住宅の建設時には、企業等から様々な提案が寄せられる。これら提案については、予定された仕様以外の採用は現場の混乱や工期の延長要因となり、追加コストについての調整等も必要となることから、建設的提案であっても採用することは難しい面があることを提案企業に伝えるべきである。
- その上で学識経験者等からなる委員会を設けるなど、提案の評価、実施の可否の助言等を求めることのできる枠組みを用意することも考えられる。
- このような災害後の資材の提供の申し出への対応について、対応要領を予め整理して公表しておく。

2.3.6 備蓄

- 応急仮設住宅の建設初動期において迅速に建設着手するために、予め必要な資材を備蓄しておくという考え方がある。
- 東日本大震災においても、住宅関連資材の工場が被害を受けたり、資材輸送が滞ったことなどから、住宅関連資材の供給不足が指摘され、関係省庁で資材需給の実態調査を行ったり、海外から断熱材等の資材を輸入するなど対応を行った。
- 仮に備蓄を行う場合は、備蓄スペースや管理コスト等の課題の他、迅速に建設するためには、資材確保のみでなく、迅速に人手を確保して資材を現場まで輸送し、工事着手する必要があること等も考慮し、
 - ・誰(国又は都道府県又は事業者等)が備蓄しておくのか(誰が管理するのか)、
 - ・どのくらいの資材量を備蓄しておけばいいのか、
 - ・どこに備蓄しておけばいいのか(全国何カ所に備蓄すればいいのか)といった整理・検討を行う必要がある。
- なお、応急仮設住宅の建設初動期の供給スピードを上げるための手段としては、備蓄以外にも、
 - ・市場に流通する汎用品資材の活用(本設住宅で活用される資材であれば、事業者でも一定程度ストックが可能と考えられる)
 - ・生産地、生産体制の分散化等の対応も、コスト削減等の観点から現実的な改善策として有効である。

2. 平常時からの準備

2.3 標準仕様の設定

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 東日本大震災における2～3階建ての応急仮設住宅の例
→[別冊] I 本編・参考資料:p36
- ・ 東日本大震災における地域工務店等による木造応急仮設住宅(平成23年8月31日とりまとめ時点)
→[別冊] I 本編・参考資料:p38
- ・ 東日本大震災における住田町の応急仮設住宅建設の取組み
→[別冊] I 本編・参考資料:p75
- ・ 近年の災害での応急仮設住宅建設の単価について
→[別冊] I 本編・参考資料:p77
- ・ 東日本大震災における災害救助法の対象について
→[別冊] I 本編・参考資料:p78
- ・ 過去の災害において、応急仮設住宅から恒久住宅に再利用した事例(雲仙普賢岳)
→[別冊] I 本編・参考資料:p79

2. 平常時からの準備

2.4 建設事業者等との協定・発注準備

2.4.1 協定

- これまで、都道府県においては、社団法人プレハブ建築協会(以下、プレ協という。)との間で応急仮設住宅の建設の協力協定を結んできたところであるが、地元の建設業界団体等とも新たに協定を結ぶところが増えてきている。
- これら建設事業者については、それぞれの特性を踏まえ、災害規模等に応じて発注する必要があり、都道府県において予め発注の考え方を整理するとともに、協定において、仕様、供給方法、工期等についても整理しておくことが望まれる。
- ※ 東日本大震災では、プレ協の規格建築部会(プレハブ建築のリース等企业)、住宅部会(ハウスメーカー)、住宅生産団体連合会の会員団体(社団法人ツーバイフォー協会等)の会員企業及び公募した地域の工務店等が供給。
- ※ 仮設建築メーカー(プレ協規格建築部会)は、仮設建築の供給を本業としており、インフラが不十分なところでも即応力があり、リース対応も可能である一方、住宅としての性能には一定の制約がある。なお、性能については、工期への影響はあるものの仕様の変更等により相当程度改善は可能と考えられる。
- ※ ハウスメーカー等(プレ協住宅部会、住団連会員団体会員企業)は、国の要請に基づき、通常の生産ラインを変更して仮設仕様を供給したことから、立ち上がりに若干期間を要したこと、住戸タイプのバリエーションを限ったこと、仮設建築が本来業務でないことから、長期に渡る追加工事等の継続についてコストがかかったことなど課題が認められた。一方、軌道に乗った後の供給スピードは極めて速く、住宅としての性能・仕様も、仮設仕様に一定程度落としたものの、一般の住宅に準ずるものが多かった。アパート等に使用される汎用品を活用することでより効率的に性能の高い住宅を供給できる可能性があるが、コスト面も含め、大量需要がある場合に限り、供給を要請することになるものと想定される。
- ※ 地元工務店の活用は、復興の観点からも望まれるが、プレ協が果たしていた用地の調査等への協力、個別企業間の調整等の役割をもつ主体が必要であること、工期がやや長いこと、資材の調達力等、大量供給能力の不足が懸念されることなどの課題がある。

岩手県内8市町村における平均工期日数(公募選定業社21社と住宅メーカー8社)

| 岩手県8市町村 (宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市・久慈市・野田村) | 公募選定業者21社 | | プレ協・住宅部会住宅メーカー8社 | |
|---|-----------|-------------|------------------|-------------|
| | 団地数 | 平均工期日数 | 団地数 | 平均工期日数 |
| 総計 | 76 | 47.5 | 112 | 39.5 |

※住宅 2012.3(社団法人日本住宅協会発行)岩手県における木造仮設住宅の建設実態(東京大学大学院工学系研究科博士課程 渡邊史郎氏)より抜粋

2. 平常時からの準備

2.4 建設事業者等との協定・発注準備

2.4.2 発注準備

- 応急仮設住宅は、災害時に緊急に必要なものとして、地方自治法上随意契約が認められている。また、契約種別は請負ではなく物品購入(リース又は買い取り(売買))で調達されてきており、業者の斡旋等を含む協定については公正取引法上も許容されている。
- 発注は、建設用地、戸数、住戸タイプ等を被災都道府県等が事業者に表示することによって行われるが、代金の支払いは、納品後(応急仮設住宅の場合は、都道府県等への引き渡し後)に提出する請求書による精算払いが原則であり、出来高払いが可能な公共工事等とは異なるプロセスになることから、予めこれらの業務フローを整理し、確認しておくことが重要である。また、事業者にも確認を求めておく。
- 特に大規模災害における事業者への支払いについては、会計担当職員の手続きに時間がかかる可能性があることから、資金調達等の課題があることを事業者に認識しておいてもらう。
- なお、発災から概ね6ヶ月を超える工事等について、災害の態様や工事の内容、発注する部局の体制状況にもよるが、特に応急仮設住宅本体に関わらない追加工事等について、当該分の契約が、当初の住宅本体工事からの一連のものとして引き続き随意契約によるのか、住宅本体とは切り離して、一般競争入札等を行うのかといったことについて、整理、判断が必要なものと考えられる。

【東日本大震災における各建設事業者等の特性等】



2. 平常時からの準備

2.4 建設事業者等との協定・発注準備

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 東日本大震災における応急仮設住宅の供給戸数(プレ協、地元業者別)
→[別冊] I 本編・参考資料:p80
- ・ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定締結の状況
→[別冊] I 本編・参考資料:p81
- ・ 一般社団法人全国木造建設事業協会との木造応急仮設住宅に関する災害協定
(徳島県、高知県の例)
→[別冊] I 本編・参考資料:p82
- ・ 宮城県における市町村による発注状況
→[別冊] I 本編・参考資料:p84

2. 平常時からの準備

2.5 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理

- 都道府県と市町村(建築住宅部局と保健福祉部局)、建設事業者、国等の役割分担について、応急仮設住宅建設の時系列のケーススタディを行い、予め業務フロー図や業務分担表等を整備し、関係者で定期的に徹底しておくため、事前訓練等を行う。
- 業務フロー図や業務分担表等に担当者名も記載しておき、異動で担当者の変更がある場合は更新するなど、定期的に確認を行う。
- その際、職員の被災や情報通信の途絶等、行政機能の低下についても考慮する必要がある。

■愛知県における県、市町村、関係団体等の業務内容の例

(1) 県の業務

応急仮設住宅の供与(建設関係)に関する県災害対策本部建設部の関係部署の業務分掌は、以下のとおりとする。

| 所属 | | | 業務分掌 |
|---------------|----------------|-----------------------|--|
| 建設部 (指揮本部) | 総括部 | | ○予算に関すること ○発注・契約に関すること |
| | 指令本部 ～住宅対策部 | 住宅確保班 ～応急仮設住宅チーム | 【計画担当】 ○必要戸数、建設計画の決定に関すること ○予算執行に関すること ○国土交通省、建設協力団体との協議・調整等に関すること ○災害対策本部への提案・報告等に関すること ○建設に係る防災局災害対策課との協議、連絡調整等に関すること ○他都道府県等への応援要請及び業務に関すること ○撤去・復旧に関すること ○許認可等の手続きに関すること ○設計図書に関すること 【工事監理・検査担当】 ○検査に関すること ○現場監理に関すること |
| | | 入居決定班 | ○入居・管理事務に関すること ○市町村への委託契約事務に関すること ○入居・管理に係る防災局災害対策課との協議、連絡調整に関すること |
| | 建設事務所 | 住宅対策班 ～応急仮設住宅支援チーム | ○建設候補地の状況調査に関すること |
| 防災局 災害対策課 | | | ○厚生労働省との協議、連絡調整に関すること |

3. 平常時からの準備

2.5 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理

(2) 市町村の業務

市町村の業務は、以下とおりとする。

| 時期 | 業務 |
|---------|--|
| 工事着手前 | <ul style="list-style-type: none">○必要戸数把握に関する事○建設地の選定・確保に関する事○建設予定地の状況調査に関する事○建設地の土地使用承諾、使用契約に関する事○避難場所ヒアリング調査に関する事○配置計画図の準備に関する事 |
| 工事～完了 | <ul style="list-style-type: none">○工事着手時及び完了検査時の立会に関する事○仮設住宅に関連するインフラの復旧確認に関する事○周辺住民対応に関する事 |
| 入居・管理関係 | <ul style="list-style-type: none">○入退去及び維持管理に関する事 |

(3) 関係団体等の業務

建設協力団体及び建設事業者の業務は、以下のとおりとする。

| 関係団体等 | 業務 |
|--------|--|
| 建設協力団体 | <ul style="list-style-type: none">○県と締結した応急仮設住宅建設に係る協定に基づく業務<ul style="list-style-type: none">・建設地の現地調査・確認・団地の配置計画図の作成・建設事業者の斡旋○年に1回、県へ供給能力等の状況報告、会員名簿の提出、県市町村が行う模擬訓練への参加・協力 |
| 建設事業者 | <ul style="list-style-type: none">○建設協力団体から県に斡旋された後、該当する応急仮設住宅団地に係る下記業務<ul style="list-style-type: none">・実施設計図書の作成・工事(屋外付帯工事を含む。)の実施・追加工事等への対応・工事完了検査後の瑕疵対応・供与完了後の解体・処分 |

2. 平常時からの準備

2.6 コミュニティへの配慮方針の整理

2.6.1 コミュニティ施設、交通の確保

- 集会室、談話室、ベンチ、あずまやなどを設けることは仮設住宅地内のコミュニティ形成に寄与するため、コミュニティ施設を一定程度設ける。(再掲)
- ストック活用の観点から、商業施設、診療所等の生活利便施設は、応急仮設住宅近隣の既存施設を出来るだけ活用するが、不足する場合は、応急仮設住宅団地内もしくは近傍に建設する。
- 特に一定規模以上の団地の場合は、それらの生活利便施設は必要になるため、仮設で建設する生活利便施設のための用地を予め確保しておき、計画的に建設を行う。
- 建設候補地のチェックリストの中で、周辺の既存の生活利便施設の有無についても整理しておき、仮設施設の建設を想定する建設候補地においては、これらの生活利便施設を含めた配置計画を事前準備しておく。
- 仮設店舗等の仮設施設を建設する際は、被災した中小事業者等に事業再開の場を提供する観点からも、被災市町村等からの要請に基づいて(独)中小企業基盤整備機構が整備する仮設施設(仮設店舗、仮設工場、仮設事務所等)の仕組みの活用も有効である。
- 応急仮設住宅団地の立地が不便な場所にならざるを得ない場合、バス路線の整備等、関係部局の対応を求めるための情報提供を行う。

2.6.2 コミュニティ等に配慮した入居管理

- 入居決定は、高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じて決定すべきであることから、機械的な抽選等により行わないようにする。(東日本大震災に係る応急仮設住宅について 平成23年4月15日厚生労働省社会・援護局総務課長通知)
- コミュニティの維持の観点から、地域の被災者が一体的に応急仮設住宅団地に入居できるようにするため、一定の戸数を確保したうえで従前コミュニティ単位で入居募集を行うといった方法も想定され、そういった場合の募集方法については被災者に十分に説明した上で実施する。
- 建設予定、完成予定等の進捗情報について、入居管理を行う部局に情報提供を行い、連携することが求められる。

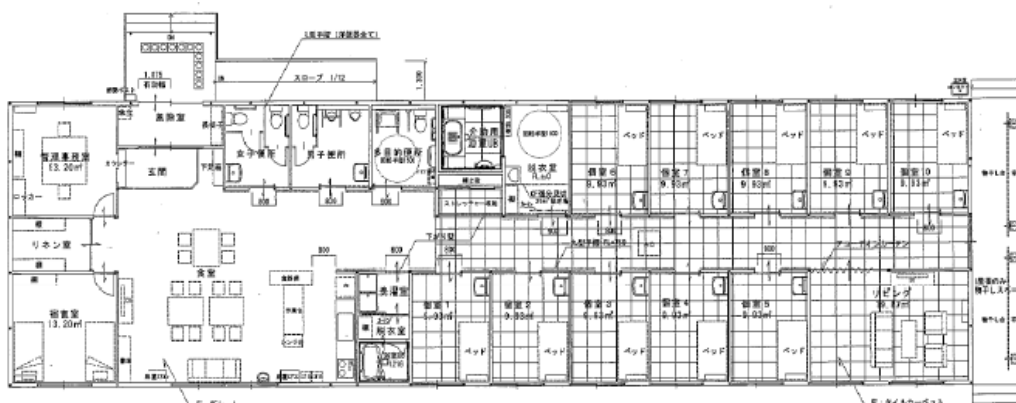
2. 平常時からの準備

2.6 コミュニティ・要配慮者等への配慮方針の整理

2.6.3 福祉仮設住宅の建設

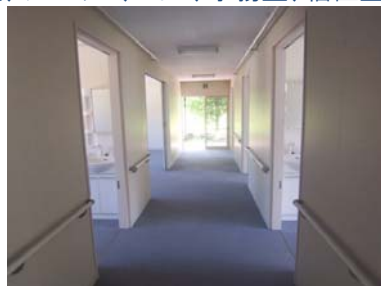
- 福祉仮設住宅とは、段差解消のためのスロープや生活援助員を設置するなど、在宅サービスを利用しやすい構造および設備を有し、日常の生活上、特別な配慮を要する複数の者が入居する応急仮設住宅である。
- 通常、福祉仮設住宅の要望戸数は、都道府県の建築住宅部局から保健福祉部局を経由して、市町村の保健福祉部局に対して要望を聴取して、その後都道府県の保健福祉部局を経由して建築住宅部局に要望戸数の情報が伝えられた後、その情報を元に建築住宅部局で応急仮設住宅地への配置計画を行うことが想定される。
- しかし、特に早々に避難所から退所してもらいたい高齢者・障害者等のための福祉仮設住宅は、迅速に供給する必要があることから、発災後のこのような手続きを踏む前から、予め地域において福祉仮設住宅の必要戸数を検討して決定することとともに、保健福祉部局に発災後には福祉仮設住宅の要望戸数を早めに報告してもらいたいよう、ルール化しておくことで、通常の応急仮設住宅を建設するのと同等のスピードで供給を始めることが必要である。
- 福祉仮設住宅の設計プランは、東日本大震災におけるプラン等を参考として、各都道府県において福祉仮設住宅の標準プランを作成し、市町村等と協議を行う。その際、市町村の要望に柔軟に対応できるよう、標準プランは、複数パターン(例えば6戸単位、10戸単位など)用意して、福祉仮設住宅の要望を受け付ける。
- またプレ協等の事前協定事業者は、福祉仮設住宅の標準プランを準備しておき、コスト等とともに予め示しておく。
- 福祉仮設住宅は、管理者となる行政から委託された事業者(以下、委託事業者)が必要であるため、建設用地については、通常の応急仮設住宅とは選定手順が異なり、事前に市町村と委託事業者とで立地場所の調整が必要となることに留意する。また、委託事業者の意向によって、建設地が決定される場合もある。
- 福祉仮設住宅の建設にあたって、市町村において委託事業者もあらかじめ決めてもらい、要望戸数と併せて報告してもらいたい。ただし、建設後に入居者を募集するなど市町村の入居募集の方法によっては、建設決定後に委託事業者を決定することもあり得る。
- 通常の応急仮設住宅以上にバリアフリー等に配慮した仕様とすることや建設後も適切な運営が図られることが必要であるため、平常時から地域の福祉関係者と連携し、意見を聞いておく。
- なお、福祉仮設住宅の他にも、複数の者が、炊事場、トイレ、風呂等を共同利用するタイプの共同生活型の応急仮設住宅が考えられる。その場合にも、管理者が必要になることに留意する。

<東日本大震災における福祉仮設住宅の事例(岩手県)>



■施設概要

- ・施設規模: 約 300 ㎡ 1棟当たり個室 10 室
- ・施設内容: 居室、リビング、浴室、ランドリー、トイレ、事務室、宿直室等



2.6.4 サポート施設の建設

○応急仮設住宅に入居する高齢者・障害者等に配慮し、一定規模以上の応急仮設住宅地には、地域拠点としてサポート拠点を整備することは必要である。

(参考: 高齢者・障害者等のサポート拠点に必要なと考えられる機能(例))

- ・総合相談機能(ライフサポートアドバイザー(LSA)の配置等)
- ・デイサービス
- ・居宅サービス等(居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、診療機能等)
- ・配食サービス等の生活支援サービス・ボランティア等の活動拠点
- ・高齢者、障害者や子ども達が集う地域交流スペース

○福祉仮設住宅同様、サポート拠点の設置要望は、都道府県の建築住宅部局から保健福祉部局を経由して、市町村の保健福祉部局に対して要望を聴取して、その後都道府県の保健福祉部局を経由して建築住宅部局に伝えられることが想定されるが、一定規模以上の応急仮設住宅地の場合には、配置計画の段階から、集会所と併設したサポート拠点とするなど建設を前提に計画を進める。

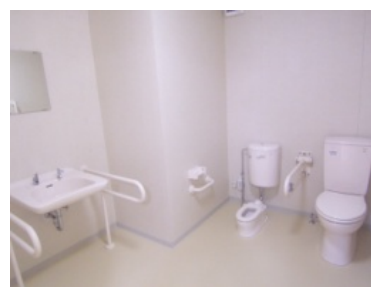
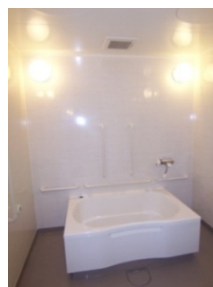
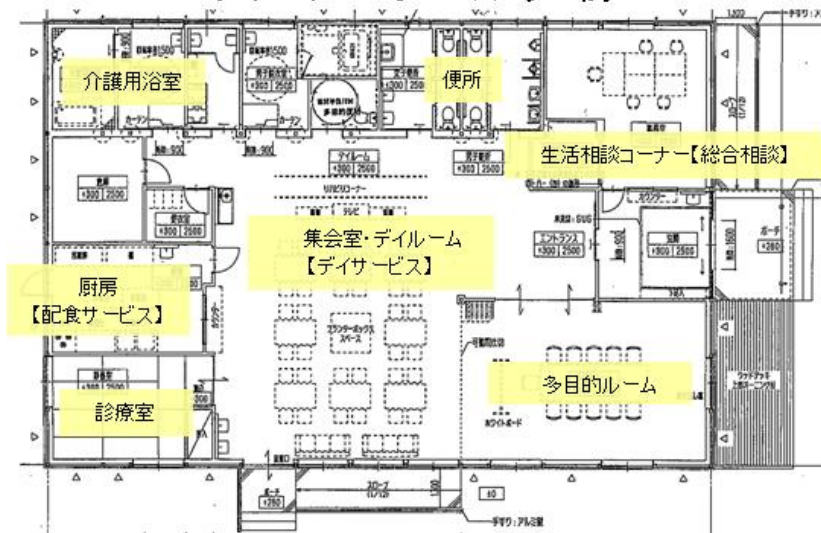
○同時に発災後には、保健福祉部局にサポート施設の要望棟数を早めに報告してもらうよう、ルール化しておく。

2. 平常時からの準備

2.6 コミュニティ・要配慮者等への配慮方針の整理

<東日本大震災におけるサポートセンターの事例(岩手県)>

サポートセンターのプラン例



2.6.5 配置計画の工夫

- 高齢者等の孤立防止、入居者同士の交流の促進、コミュニティ形成の観点から、応急仮設住宅地の配置計画上の工夫を行うことが必要である。
- 上記の観点から、東日本大震災では、玄関を向かい合わせにしたり、掃き出し窓に濡れ縁を設置するといった配置計画等の工夫が取り組まれている。
- なお、玄関の向かい合わせについては、「他人から見られる・見える」といったプライバシーに関することや、「居室の日当たりの格差がある」といった入居者の意見もあり、管理市町村から今後玄関対面配置は採用しないといった意見もある。(住宅 2012.3 「福島県における仮設住宅建設の取組み」より)

＜東日本大震災における、玄関の向かい合わせ等による配置計画の工夫例

(福島県三春町の事例)＞

孤立の防止、コミュニケーションの促進等の観点から、配置計画を工夫して仮設住宅棟の玄関を向かい合わせにしたり、南側居室の開口を掃き出し窓にして縁台を設けるなどの取組みが行われている。

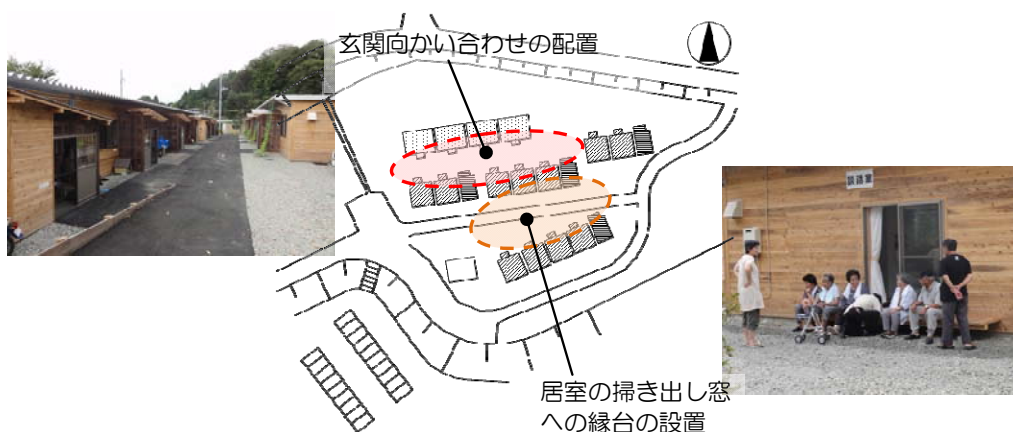
【福島県三春町の事例】

【事業者】三春町復興住宅つくる会(代表事業者 株式会社 はしもと住宅店)

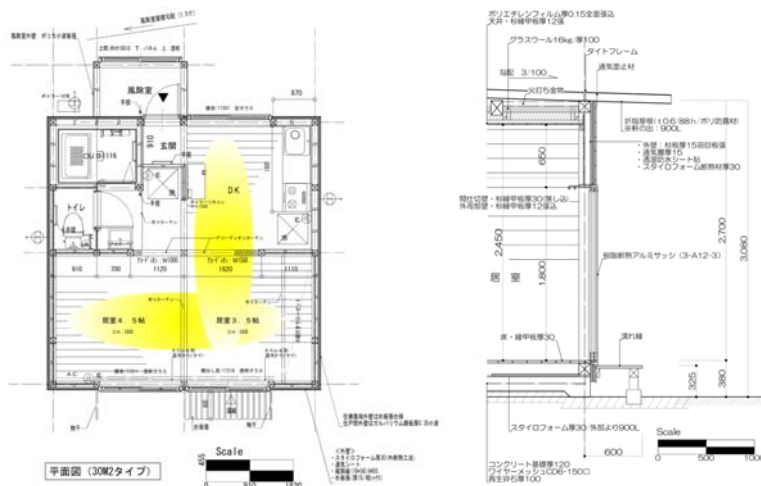
【構造】在来木軸工法

【所在地・戸数】三春町旧中郷小学校地区・19戸

【着工日】平成23年6月7日 【全戸完成日】平成23年7月22日



【標準プラン】



2. 平常時からの準備

2.6 コミュニティ・要配慮者等への配慮方針の整理

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 東日本大震災における福祉仮設住宅のプラン例
→[別冊] I 本編・参考資料:p85
- ・ 東日本大震災における応急仮設住宅地における仮設施設との併設事例
→[別冊] I 本編・参考資料:p86
- ・ 仮設施設整備事業ガイドブック((独)中小企業基盤整備機構発行)
→[別冊] I 本編・参考資料:p87
- ・ 応急仮設住宅と仮設施設との整備の調整について(H23.6.24 厚生労働省・中小企業庁・国土交通省通知)
→[別冊] I 本編・参考資料:p99
- ・ 東日本大震災の被災地における、応急仮設住宅とサポート拠点の一体整備の取組事例(厚生労働省資料より)
 - ①既存施設を活用した取組事例(里の杜サポートセンター宮城県岩沼市)
 - ②仮設店舗や子育てゾーン等も併せて整備した取組事例(平田地区サポートセンター岩手県釜石市)
 - ③高齢者向けサポート拠点を整備した取組事例(あさかの杜ゆふね福島県郡山市)
→[別冊] I 本編・参考資料:p101
- ・ 東日本大震災における応急仮設住宅の配置計画の工夫事例(岩手県遠野市)
→[別冊] I 本編・参考資料:p115

2. 平常時からの準備

2.7 資材・用地等の提供の申し出への対応方針の整理

2.7.1 資材の提供の申し出への対応(再掲)

- 応急仮設住宅の建設時には、企業等から様々な提案が寄せられる。これら提案については、予定された仕様以外の採用は現場の混乱や工期の延長要因となり、追加コストについての調整等も必要となることから、建設的提案であっても採用することは難しい面があることを提案企業に伝えるべきである。
- その上で学識経験者等からなる委員会を設けるなど、提案の評価、実施の可否の助言等を求めることのできる枠組みを用意することも考えられる。
- このような災害後の資材の提供の申し出への対応について、対応要領を予め整理して公表しておく。

2.7.2 用地の提供の申し出への対応(再掲)

- 災害発生直後から、応急仮設住宅の建設用地として、土地の提供の申し出が多く寄せられる。基本的には十分な需要想定と事前のリスト化により対応すべきであること、災害発生後において追加等が必要な場合は、必要な立地において候補地が行政によって選定され、行政側から土地所有者にアプローチすることが一般的であることから、東日本大震災をみても、発災当初からの申し出の件数に対して、採用事例は少ない。
- ただし、リスト化した用地では需要に対して足りない場合には、整備の進捗状況を見極めながら、採用を検討することとなる。(東日本大震災でも民間等からの申し出による採用も一部で見られる)
- その際、用地の申し出を行う民間業者等に対して、
 - ・造成工事を必要としない整地済みの土地であること
 - ・インフラが整った敷地であること
 - ・資材搬入等経路が確保されていること等の都道府県としての応急仮設住宅用地の最低条件を伝え、条件を満たさない場合には、早期の活用は出来ないことを伝える。(東日本大震災において、森林地やゴルフ場、開発許可が必要な土地等の提供申し出が多数寄せられた)なお、条件を満たす用地については、チェックリストの項目整理を行い、リストに追加する。
- このような災害後の用地提供の申し出への対応について、用地情報の整理方法や選定ルール(条件)等の対応要領を予め整理して公表しておく。

2. 平常時からの準備

2.7 資材・用地等の提供の申し出への対応方針の整理

2.7.3 海外からの提供の申し出への対応

○東日本大震災では、海外の住宅ユニットの提供について、極めて多くの国々や国内の関係者から提案が国、被災県に寄せられ、混乱を生じたことから、被災県と国で協議し、提案を受け付ける窓口を整備した。結果的に 10 日間のみ受付期間でも 22 の国と地域から 300 件を超える提案がなされたが、被災県で採用された提案は 3 件にとどまっている。

○海外の住宅ユニットを応急仮設住宅として活用する場合は、

- ・浴槽、給湯器など日本の仕様・設備を導入すること
- ・住宅ユニットの設置のみならず、国内の建設事業者が実施する給排水設備、電力等の接続工事、敷地の整地工事、場合によっては敷地の造成やインフラの引き込みなどの付帯工事を合わせて一体で供給すること
- ・都道府県等の追加工事の要請に対応できること
- ・応急仮設住宅としての供給期間中、維持管理及び補修等を行えること、入居者のクレーム対応等でただちに現地に赴けること

等の条件を満たす場合には、活用の可能性があると考えられるが、これらを満たさない場合には、早期の活用は出来ないことを提案者に伝える。

○一方、国内事業者が十分に品質を管理し、工事を行った案件においては、海外資材を有効に活用した事例も認められた。

○他方、東日本大震災における応急仮設住宅の建設では、海外からの提供理由として、国内の供給能力不足を指摘するものもあったが、結果的に国内生産力が維持され、国内資材の供給能力は余力が認められた。よって、東日本大震災の建設供給規模では、海外ユニット資材の輸入が必須という状況にならなかった。

○このため今後の災害において海外ユニットの採用については、

- ・東日本大震災の建設供給規模であれば、海外の住宅ユニットの供給は原則行う必要がないこと。
- ・供給を受ける場合は、実績のある国内事業者と連携して、施工から維持管理、アフターサービスまで一貫して行われることが確実なものであることを審査し、それが認められるもののみとすること。

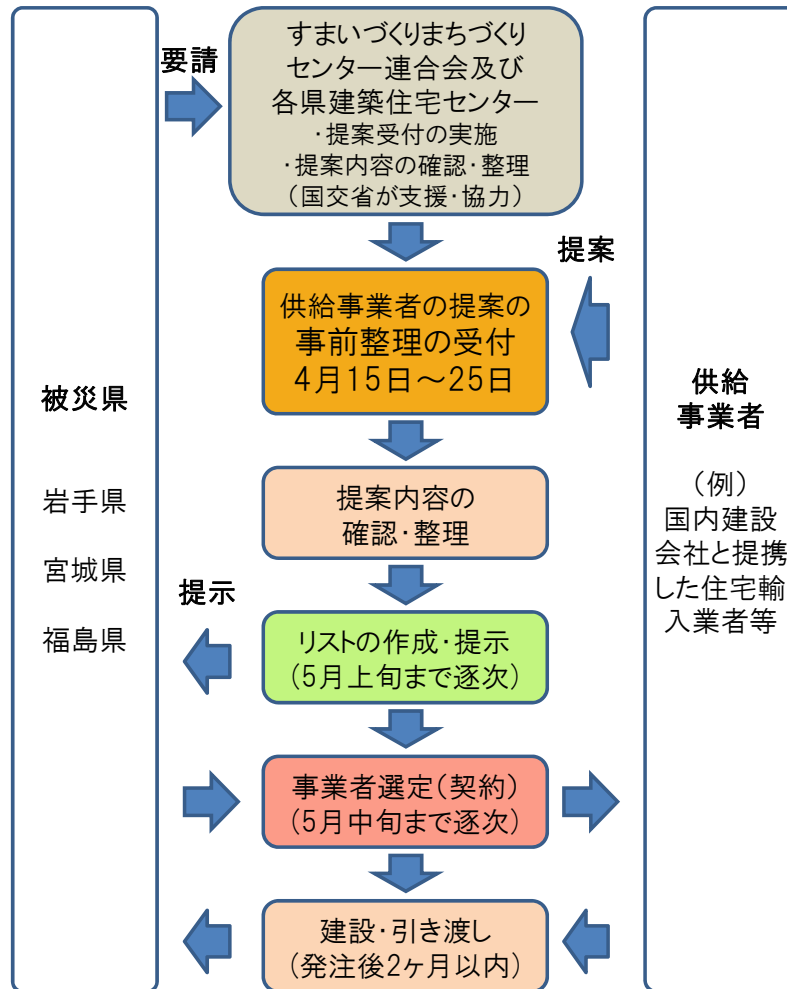
が現実的と考えられる。

○上述を踏まえ、都道府県においては、災害時に海外の住宅ユニットを応急仮設住宅として活用する、または活用しない、といった方針について、都道府県知事等のトップの判断のもと決定し、あらかじめ国内外に周知しておくことが重要と考えられる。また、国としても、その都道府県の意思決定をあらかじめ国内外に周知しておくことが必要と考えられる。

○なお、海外の住宅ユニットを活用する都道府県においては、海外ユニットの提供申し出の整理方法や選定ルール(条件)等の対応要領をあらかじめ整理して公表しておく。

【東日本大震災における事前整理のための公募の実施】

輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅の
供給事業者提案に係る事前整理受付フロー



2. 平常時からの準備

2.8 建設段階の進捗管理の情報

- 東日本大震災においても、毎日の建設戸数・完成戸数等の進捗状況、今後の見込みを示した工程表など建設状況や、応急仮設住宅に関する様々なデータや情報等に関する情報発信が各方面から求められた。よって予め都道府県と国とで、進捗管理で必要な情報やその様式等を整理しておくことが重要である。

【東日本大震災において県と国交省でやりとりを行った情報例(もとめられた情報)】

- ・市町村別着工確定状況の報告(※毎日報告を求められるもの)
- ・市町村別着工状況の報告(※毎日報告を求められるもの)
- ・市町村別完成状況の報告(※毎日報告を求められるもの)
- ・第一弾の仮設建設用地の選定、着工、完成
- ・農地等の活用状況
- ・民有地の活用状況
- ・学校のグラウンドの活用状況
- ・畳敷き仮設住宅の状況
- ・グループホームの建設状況
- ・応急仮設住宅地でのサポート施設の設置状況
- ・都道府県別・要請戸数の確認
- ・応急仮設住宅建設・工程表の作成
- ・浄化槽の設置割合
- ・地元業者の公募結果、地元業者活用の応急仮設住宅の戸数
- ・輸入資材を活用した仮設住宅の戸数
- ・木造応急仮設住宅の戸数
- ・ゴーヤ等の活用
- ・応援職員の受け入れ態勢の整理
- ・幹部現地視察対応 など

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 東日本大震災における進捗管理報告様式(県⇄国交省)
→[別冊]I本編・参考資料:p116
- ・ 応急仮設住宅に関する国会質問(国交省対応分)
→[別冊]I本編・参考資料:p120

2. 平常時からの準備

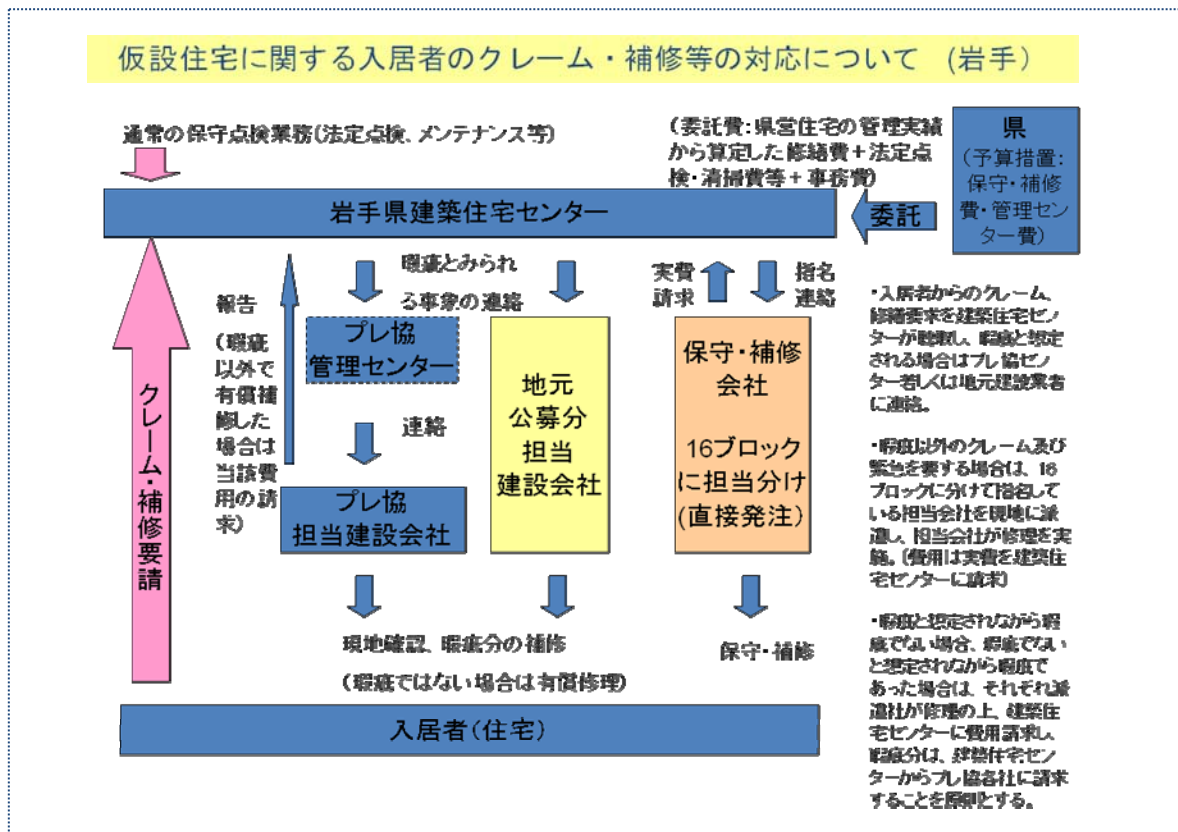
2.9 建設後のフォロー業務の整理

2.9.1 住宅の管理業務

- 住宅においては、損壊した場合の修理、受水槽の清掃、法定の点検業務、火災保険の加入など、管理者として行う業務があり、一定のノウハウ、知見を必要とする。応急仮設住宅の管理を行う市町村が、市町村営住宅の管理等を行っている場合はその知見が有効と考えられるが、数千戸の単位で管理することは、小規模な市町村では未経験なところが多いものと想定される。このため、県レベルで、県営住宅の管理を委託している法人(指定管理者等)に、市町村の管理する応急仮設住宅の管理を支援させること等について、市町村と予め調整しておくことが重要となる。

2.9.2 瑕疵対応

- 入居者の責による損傷、建築時の瑕疵など、不具合やクレームが生じた場合には、一定の判断を行い、業者に修補を指示する等の体制が、市町村もしくは都道府県に求められる。
- 瑕疵については、建設事業者において対応することとなるが、瑕疵以外の修補等については、管理者もしくは入居者が負担することとなり、いずれにしても、当該判断を行い得る一定の専門性をもった職員が、管理部局にいるか、もしくは指定管理者を置くことが求められる。



2. 平常時からの準備

2.9 建設後のフォロー業務の整理

2.9.3 追加工事対応

- 追加工事は手間がかかるとともにコストもかかるため、可能な限り必要な仕様は当初から決定しておくことが望まれる。
- 一方、供給を急ぐために、東日本大震災における岩手県では、予め、入居後に施工できる工事を追加工事として実施する方法が採用された。

2.9.4 入居者による改造

- 応急仮設住宅については、公的な住宅の供与であることから、原則退室時に現況復帰等が必要となる。しかし、居住者が生活改善のため一定の改造等を要望することも考えられ、その場合は、管理者と相談の上で行うべきものである。

＜玄関の袖壁を利用した収納スペースの増設、カスタマイズイベントの例

（宮城県仙台市）＞



＜応急仮設住宅での住まい方の工夫事例等を掲載したホームページの開設＞

新潟大学工学部建設学科岩佐研究室作成「仮設のトリセツ」

<http://kasetukaizou.jimdo.com/>

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 応急仮設住宅の入居までのフロー（「応急仮設住宅の入居までの事務取扱いについて」岩手県事務連絡(H23.5.1)）

→[別冊] I 本編・参考資料:p128

2. 平常時からの準備

2.10 応援部隊の受け入れ、派遣、調整

2.10.1 応援部隊の受け入れ

- 大量戸数の建設が必要な場合の応急仮設住宅の建設業務については、他の自治体、UR 都市機構、国土交通省等からの応援を受けることとなる。
- 他の自治体やUR 都市機構の応援職員は、土地勘が無く、地元業者等を把握していないなど業務上の困難さはある一方、応援に専念でき、被災自治体の職員が不可避の通常業務と災害対応に追われる中で、積極的な協力を行った実績が認められる。
- 応急仮設住宅建設の初動期は、用地確保等の支援のため、主に建築職の応援人員が必要になるが、応急仮設住宅の中間検査や完了検査の段階になると、機械設備・電気・土木担当者の現場確認等の業務も増えることから、これらの担当人員の不足が想定される場合は、建築職・機械設備職・電気・土木職をバランス良く派遣要請を行う。
- 特に受水槽・浄化槽の設置含む外構・屋外付帯工事段階や造成が必要な建設用地、テレビ難視聴地域等では、機械設備・電気担当者の業務対応が必要となることに留意する。
- 応急仮設住宅の建設が進み、行政機能も復旧した段階に至れば、短期派遣(2 週間～3 週間程度)や長期派遣(3 ヶ月～6 ヶ月)など、その後の状況に応じた応援部隊の形態や必要担当職の要望を整理して応援要請する。
- 被災自治体においては、他の自治体等からの応援部隊と連携を図りながら作業分担を行うとともに、部局内で進捗状況の情報共有を図る。
- 都道府県と UR 都市機構の間で、災害時に備え、応急仮設住宅の設計、管理、検査等の応援派遣や機構所有の応急仮設住宅建設用地の提供等についての災害協定を締結しておくことも有効。

2.10.2 応援部隊の派遣

- 応援部隊は、通信手段を携行し、車両等移動手段、宿泊、食料等について、応援自治体で対応し、原則被災自治体に負担をかけないようにする。
- 応援部隊の派遣を行う自治体等は、派遣チーム内の業務の引き継ぎが円滑に行えるよう、派遣人員の入れ替えのタイミングをずらすなど、ローテーションの工夫を行う。
- 派遣チーム内の指揮命令系統を決めておく。

2. 平常時からの準備

2.10 応援部隊の受け入れ、派遣、調整

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 東日本大震災における自治体・UR・国土交通省の応援体制
→[別冊]I本編・参考資料:p129
- ・ 東日本大震災における大阪府の応援体制(大阪府内部報告資料及びヒアリング等に基づく)
→[別冊]I本編・参考資料:p130
- ・ 都市再生機構との「災害時における協力に関する協定」の締結
兵庫県記者発表資料(平成23年1月14日)
「独立行政法人都市再生機構西日本支社との「災害時における協力に関する協定」の締結について」
→[別冊]I本編・参考資料:p132

2. 平常時からの準備

2.11 定期的な情報更新・事前訓練等の実施

- マニュアルの定期的な更新は、より実効的なマニュアルとするための情報更新となり、また新任担当者等の理解を深め、行政内の緊急体制づくりにも発災時に有効なものとするためにも有効である。
- 年に一回など事前訓練の日を決め、適切な頻度で建設事業者等も含めた事前訓練等を実施する。

I 本編

3. 災害時における対応

- 3.1 初動(発災当日から数日)
- 3.2 必要戸数の推定と要請
- 3.3 建設事業者の確定・発注
- 3.4 用地の確定
- 3.5 発注仕様の確定
- 3.6 資材不足等への対応
- 3.7 建設の進捗管理、検査、引き渡し等
- 3.8 瑕疵対応、維持保全・メンテナンス、追加工事対応等
- 3.9 個人情報の管理

→「3. 災害時における対応」(P55～P67)の内容は、「II 資料編 B 標準建設フロー」でも整理している。

3. 災害時における対応

3.1 初動(発災当日から数日)

3.1.1 マニュアル等の確認と体制の整備

【被災都道府県】

- 都道府県の庁舎・機能等が被害を免れた場合は、ただちに関連するマニュアル等を確認し、職員の被災状況等を考慮しながら、庁内の体制を確立する。
- 都道府県の庁舎・機能等が被害を受けた場合は、職員等の安全確保を図りつつ、機能の応急復旧を行い可能な時期から作業に着手する。
 - ※東日本大震災における福島県では、庁舎が被害を受け、一時別の建物に待避して情報収集、応急危険度判定等の業務に対応した。応急仮設住宅については、地震発生後3日目に庁舎に戻ってから実質的な検討が開始されている。
- 都道府県マニュアルで予め整理された体制で、指定されている担当者等に担務を確認する。
 - ・全体を把握する総括担当(※必ず担当者を決める)
 - ・応急仮設住宅の戸数等を計画し、用地、仕様等について保健福祉部局と連携しつつ総合調整を行う担当
 - ・建設の技術的検討、実際の建設業務(配置、設計確認、現場検査等について地域方面別に班構成する等)を行う担当
 - ・発注事務を行う担当(保健福祉部局と連携)
 - ・用地の調査・確認を行う担当(都市部局、公営企業部局等と連携)
 - ・情報の収集、記録、広報対応等を行う担当(対災害対策本部、対幹部、対マスコミ、対市民、対国 等)

【国土交通省】

- 応急仮設住宅の需要が想定される災害発生時には、本省(住宅局住宅生産課)及び被災地を担当する整備局において、予め提供された都道府県マニュアルをただちに確認する。
- プレ協等の住宅生産団体に体制準備を要請する。
- 現地派遣する職員を任命し派遣する。なお、派遣職員は、通信手段を携行し、車両等移動手段、宿泊、食料等について原則被災地自治体に負担を求めない。
- 高速道路の通行方法等について災害対策本部の情報を関係者間で共有する。
- 他都道府県から被災都道府県への応援職員の派遣に向けた調整を開始する。
 - ※応急危険度判定協議会を例に応援連絡体制を予め整備する。
- 省内災害対策本部等への報告体制を整備する。
 - ※主務は住宅局住宅生産課

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 東日本大震災における福島県の応急仮設建設体制、県・市町村の役割分担、各チームの役割等

→[別冊]I 本編・参考資料:p134

3. 災害時における対応

3.1 初動(発災当日から数日)

3.1.2 連絡体制の整備、関係者との協議

【被災都道府県】

- 庁内の災害対策本部等において応急仮設住宅の建設準備の開始について報告を行う。
- 庁内で応急仮設住宅全般の主務となる保健福祉部局との連絡体制を確保する。
- 庁内で借上仮設を担当する部局(保健福祉部局、宅建業許可部局等)との連絡体制を確保する。
- 建設に関する事前協定を結んでいる事業者等との連絡手段(電話、メール等)を確保する。なお、プレ協は、300戸以上を供給することが見込まれる災害の場合、ただちに現地本部を設置することとしている。
- 市町村の担当部局との連絡手段(電話、メール等)を確保する。なお、必要に応じ、都道府県の職員を市町村に派遣する。
- 国交省(本省・地方整備局等)との連絡手段(電話、メール等)を確保する。
- 個人情報の管理について関係者に徹底する。

【国土交通省】

- 本省、地方整備局、被災都道府県、住宅生産団体間の連絡体制を確保する。
- 厚生労働省(災害救助法担当)、内閣府防災担当等との連絡体制を確保する。
- 厚生労働省(災害救助法担当)、財務省と連携し、早い段階から応急仮設住宅の様式及び単価の調整を行う。
- 内閣府防災担当等との連絡体制を確保する。
- 応援職員、派遣職員に関連情報の説明と必要な資料提供を行う。

3.1.3 情報の収集・整理、記録、報告、広報

【被災都道府県】

- 庁内の災害対策本部、警察・消防機関の報告、報道等による災害情報を収集する。(震度分布、津波浸水範囲、水害浸水等範囲等)
- 連絡体制を通じた関連情報を収集する。
- 応急仮設住宅の建設準備の立ち上げ状況、進行状況等について、被災自治体内の災害対策本部からの報告聴取、報道機関からの取材、国土交通省等からの照会などが継続的に行い得るよう体制を整備し、効率的な情報提供ができるよう整理、記録を行う。
- 報道機関や国等の対外窓口となる責任者を決めておく。

【国土交通省】

- 被災都道府県に極力負荷をかけないよう、被災都道府県に派遣した職員を通じ情報収集、情報提供を行う。

3.1.4 業務スペース、車両の確保等

【被災都道府県】

- 応急仮設住宅の建設については、計画、建設、用地、発注等の担当ごとに応援職員を含めた業務スペースと事務機器、通信機器等の確保が必要となるため、庁内等に執務室を確保する必要がある。
- 災害種別が地震の場合は、発災直後から建築住宅部局が担うこととなる応急危険度判定業務についても業務スペースが必要となることに留意する。
- 災害時には、他部局の災害対応業務でも公用車の需要が高まり、現地確認等のための車両が不足する。このため、協定事業者の車両、応援職員の車両等について必要な範囲で共同利用する等の現実的な対応が求められる。(その場合の事故等に備えた保険等について事前に確認を行っておく。)

【国土交通省】

- 業務スペースに被災範囲の地図等を掲示し、被災地の地名、地理、アクセス経路の確保状況等を確認する。
- 派遣者の移動手段としてレンタカーを確保する。被災地の天候、給油の制約等を考慮し、必要に応じスタッドレスの装備、燃費性能等に留意する。車両による移動は可能な限り複数者で行う。

3. 災害時における対応

3.2 必要戸数の推定と要請

3.2.1 初期情報からの推計と要請

【被災都道府県】

- 「3.1.3 災害発生後に行う必要戸数の推計方法の確認」で示されている推計方法等をもとに、初期情報(震度分布、津波高さ・浸水範囲、水害の浸水範囲等)から大まかな必要戸数の推計を行う。
- 国土交通省、厚生労働省に対し必要戸数(広域での供給要請と地元での供給予定戸数、借上仮設推計戸数)の連絡を行う。国土交通省は報告を受け、妥当性を確認した上で住宅生産団体に対し準備の要請を行う。
- 東日本大震災では、国土交通省の準備の要請戸数が実際を上回り、被災都道府県からの具体的な発注を待たずに資材の確保を行った事業者に、資材の転用等の負担が生じたことから、必要戸数の推定の精度を向上することが求められる。(なお、極力転用できる汎用資材の活用を前提とした標準仕様を予め考慮しておく)
- この「必要戸数」は、あくまで「見込み戸数」であり、最終的に供給する応急仮設住宅が入居需要に対して不足することがないように多めに見込んでおくものであり、事業者への「発注戸数」ではないことを事業者にも伝えておく。よって、「必要戸数」と「発注戸数」に一定の差異が生じることは避けられないため、必要戸数を、今後の発注等が確実となる段階に応じて数次に分けて示すなどの対応も求められる。
- 必要戸数の公表の際には、初期情報に基づく推計値等であることを明記し、協定団体や資材供給者等に混乱を招くことのないように留意する。例えば、「最大〇〇戸程度必要となる可能性がある」、「必要戸数の推計値は最低〇〇戸～最大〇〇戸」、「必要戸数は、現時点の〇〇に基づく略算を行った結果では〇〇戸程度である」など、公表の仕方が考えられる。その際、「この推計戸数は今後の具体的な状況把握の進度に応じて増減するものである」ことなど明示しておくことも必要である。

3.2.2 追加情報による推計と必要戸数の見直し

【被災都道府県】

- 初期情報の更新情報に基づき、必要戸数の推計を適宜見直す。
- 市町村において、詳細被害に基づく必要戸数の推計もしくは避難所の避難者の応急仮設住宅希望等の把握などが進み、市町村としての要望戸数が確定してきた場合、その内容を確認した上で、推計戸数から要望戸数へ、必要戸数を置き換えていく。
- 戸数の見直しを行った場合は、国土交通省、厚生労働省に報告する。
- 発災から概ね 6 ヶ月以内までの完成見通し(工程表)を作成する。

【国土交通省】

- 被災都道府県の完成見通し(工程表)作成に協力する。

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 東日本大震災における工程表

国土交通省 4 月 28 日(発災後 48 日目)公表「応急仮設住宅の完成見通しについて」
→[別冊]I 本編・参考資料:p141

- ・ 東日本大震災における工程表の見直し

国土交通省 5 月 19 日(発災後 69 日目)公表「応急仮設住宅の完成見通し等(見直し)について」

→[別冊]I 本編・参考資料:p144

- ・ 東日本大震災における工程表の再見直し

国土交通省 6 月 14 日(発災後 69 日目)公表「応急仮設住宅の完成見通し(市町村別)について」

→[別冊]I 本編・参考資料:p146

3. 災害時における対応

3.3 建設事業者の確定・発注

3.3.1 協定団体等との協議と発注

【被災都道府県】

- 協定に基づく(社)プレハブ建築協会、地元建設事業者団体、もしくは公募事業者等に対し、それぞれ予定戸数の提示と建設事業者の斡旋要請を行う。
- 候補用地について、協定団体の協力を得つつ現地確認を行う。
- 確定した用地について、協定団体等に配置計画等の提案を求め、その内容を確認する。
- 協定団体から斡旋を受けた建設事業者等に、用地と配置計画案を示し、工期予定、見積もり等を徴収し、建設指示(発注に相当)を行う。
- なお、これらの配置計画等の作業する上では、現地確認や設計作業等が必要となるため、地域の建築士事務所協会等に作業協力を依頼し、連携して実施することも考えられる。
- 複数の市町村において被害が生じている場合、原則、準備が整った順に着工すべきものと考えられる。この場合、被害が大きく準備が遅れる市町村における建設が後回しになる可能性があるが、遅くとも一定期間内に必ず建設すること、応援職員を派遣すること等を説明し、理解を得ることが望まれる。

3.3.2 協定団体等における体制整備

【協定団体】

- 協定団体は、応急仮設住宅の需要が見込まれる災害の発生時に、ただちに本部を設置し、被災都道府県と速やかに協議を開始する。
※東日本大震災では、福島県は3月15日に協定団体と県が最初の協議を行っている。
- 被災都道府県から概ねの予定戸数の連絡を受け、供給能力を勘案して斡旋する建設事業者候補を選定するとともに、事業者へ情報提供する。
- 被災都道府県の候補用地の現地確認に同行し、建設可能性について助言する。
- 被災都道府県が確定した用地について、配置計画案等を作成し、被災都道府県に提示する。
- 被災都道府県から、用地及び建設戸数の確定の連絡を受け、建設事業者をあっせんする。

【各社】

- 協定団体からあっせんを受ける各社においては、災害発生後、連絡体制を整備し、協定団体と連絡するとともに建設準備を開始する。
- 被災都道府県から、具体の用地と配置計画案の提示を受け、工期、予算等の見積もり等を検討し提出する。
- 被災都道府県からの建設指示を受け、詳細設計、建設工事を開始する。

3.3.3 建設事業者の公募

- 都道府県において、事前の協定とは別途、公募を行うこととする場合においては、予め都道府県マニュアルに定める方法により、迅速に公募を実施する。

※公募の場合、協定団体が実施してきている用地の確認、配置計画案の作成等の協力業務について、どのように手当てするか整理が必要となる。

3. 災害時における対応

3.4 用地の確定

3.4.1 候補用地リストの確認

【被災都道府県】

- 被災都道府県で用地を担当する者は、災害発生後ただちに把握される被災の情報と候補用地リストを突合し、被災による各用地の使用可能性の検討、地域別及び全体としての推計必要戸数の充足状況を確認する。
- 用地については、市町村が主体的に選定することとされてきており、災害時の被災市町村の体制の脆弱性に鑑み、都道府県等が用地選定の支援を行う。

【被災市町村】

- 市町村は、候補用地リストの被災状況、使用可能性の確認を行う。
- 予め想定された候補地では不足する場合、準ずる優先度の用地の確認を行う。

【国土交通省】

- 国土交通省は、市町村の用地の調査等に、必要に応じUR都市機構や他の自治体等の応援職員を派遣する調整を行う。

3.4.2 用地の確定

【被災都道府県】

- 被災都道府県は、協定団体等の協力を得て要請を受けた建設用地の確認を行い、用地として確定する。

【被災市町村】

- 被災市町村は、候補用地を確認し、住民の意向等を聴取もしくは想定し、被災都道府県に建設を要請する。

3. 災害時における対応

3.5 発注仕様の確定

【都道府県】

- 予め定められた仕様及びそのオプションについて、実際の被害や避難者の状況に鑑み、オプションの選定、追加的仕様の検討等を行う。
- 仕様について、保健福祉部局、協定団体等に確認を求める。

3. 災害時における対応

3.6 資材不足等への対応

3.6.1 建設事業者からの情報収集

【都道府県、国土交通省】

- 応急仮設住宅の建設にあたり、資材の不足、買い占め等が生じている状況や、生じる懸念が認められた場合は、建設事業者等から情報収集する等の調査を行う。
- 国土交通省は、経済産業省、消費者庁など、資材流通の円滑化に関係する省庁と連携体制を確保する。

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 東日本大震災における資材供給の対応 →[別冊]I 本編・参考資料:p148

3. 災害時における対応

3.7 建設の進捗管理、検査、引き渡し等

3.7.1 進捗管理

【被災都道府県】

- 各団地の工事の進捗状況、完成見込み等の進捗管理を行う。
- 工事の過程で、建設事業者と、上下水道事業者、エネルギー事業者、市町村等の関係者間で、問題が発生した場合は、その調整を行う。

【協定団体等】

- 各社、各団地の工事の進捗状況、完成見込み、発生した諸問題を把握し、被災都道府県に定期的に報告する。

3.7.2 検査・引き渡し

【被災都道府県】

- 各団地については、工事の節目に可能な範囲で検査を行う。都道府県職員で不足する場合は、応援職員の支援を受けて実施する。
- 検査(完成引渡し書類含む)については、通常時の恒久建築物の工事と異なり、緊急性を要する仮設建築物であることを踏まえて、厳格に過ぎることの無いよう、合理的に行うことが望まれる。
- 検査終了後、引き渡しを受け、管理者(市町村)に引き継ぐ。

【建設事業者・協定団体等】

- 建設事業者、協定団体等は、都道府県に引き渡しを行う前に検査を行う。

3. 災害時における対応

3.8 瑕疵対応、維持保全・メンテナンス、追加工事対応等

3.8.1 維持保全・メンテナンス

- 維持保全、メンテナンス対応は、被災県から市町村に委任されるケースがこれまで多かったが、被災市町村には、その能力が不足する場合があるため、県営住宅の指定管理者等に維持保全を依頼することが考えられる。
- 入居後の不具合について、市町村もしくは都道府県の指定管理者が受け、緊急を要する場合は、即時に対応し原因、程度に応じて、建設事業者等に費用を求償する。

3.8.2 瑕疵対応

- 予め想定したマニュアルに基づき、技術的な知見を有する指定管理者において、引き渡し後の不具合が、建設事業者の瑕疵によるものか、入居者等の責によるものか、余震など特定の者の責によらないものか等について一定の判断を行い、瑕疵については事業者へ修補を要請する。

3.8.3 追加工事対応

- 一律の追加工事については可能な限り行うことの無いよう、事前に必要な仕様は備えておくことが望まれる。一方、個別の追加工事要望の発生は避けがたく、斟酌すべき事情に基づく追加工事については、公平性を過剰に重視せず、市町村もしくは指定管理者による個別の対応を是とする。工事は必ずしも、本体工事を行った事業者とせず、指定管理者に行わせることもあり得る。
- また、入居者、ボランティア等による改造等を一定程度許容する。改造を認める場合は危険な改造等とならないよう、管理者もしくは指定管理者は確認を行う。

【参考資料(事例・データ等)】

- ・ 応急仮設住宅のハード面に係る改善対策の進捗状況について(厚生労働省資料)
→[別冊]I 本編・参考資料:p153

3. 災害時における対応

3.9 個人情報の管理

○関係者は、入居者リストなど個人情報を保有する場合は、個人情報の漏えい、紛失や滅失等がないよう、十分な情報管理を行う。なお、これらに留意した上で、自治体部局間等の関係者間での必要な情報の共有は行う。

※東日本大震災では、建設業者が追加工事の実施確認を求めたための入居者リストの入ったUSBメモリを紛失する事故が発生した。

I 本編

4. 応急仮設住宅の建設に関する連絡担当課一覧

4. 応急仮設住宅の建設に関する連絡担当課一覧

| | 担当部局担当課 (担当係) | 代表電話 | 直通電話 | E-mail |
|------|-----------------------------------|----------------------------|--------------|-------------------------------------|
| | | 住所 | | FAX 番号 |
| 北海道 | 建設部住宅局住宅課 (計画指導グループ) | 011-231-4111 | 011-204-5581 | kensetsujutaku1@pref.hokkaido.lg.jp |
| | | 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 | | 011-232-2689 |
| 青森県 | 県土整備部建築住宅課 (建築指導グループ) | 017-722-1111 (内線)4357 | 017-734-9693 | kenju@pref.aomori.lg.jp |
| | | 〒030-8570 青森市長島1-1-1 | | 017-734-8197 |
| 岩手県 | 県土整備部建築住宅課 (住宅計画担当) | 019-651-3111 | 019-629-5934 | AG0009@pref.iwate.jp |
| | | 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 | | 019-651-4160 |
| 秋田県 | 建設交通部建築住宅課 建築物安全安心推進班 | 018-860-1111 | 018-860-2565 | kjsidou@mail2.pref.akita.jp |
| | | 〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 | | 018-860-3819 |
| 宮城県 | 土木部住宅課 (企画調査班) | 022-211-2111 | 022-211-3256 | juutakup@pref.miyagi.jp |
| | | 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 | | 022-211-3297 |
| 山形県 | 県土整備部建築住宅課 (建築物耐震化担当) | 023-630-2211 | 023-630-2640 | ykenchiku@pref.yamagata.jp |
| | | 〒990-8570 山形市松波2-8-1 | | 023-630-3639 |
| 福島県 | 土木部建築住宅課 (復興公営住宅整備担当) | 024-521-1111 | 024-521-8049 | kenchikujuutaku@pref.fukushima.jp |
| | | 〒960-8065 福島市杉妻町2-16 | | 024-521-9823 |
| 茨城県 | 土木部都市局住宅課 (企画グループ) | 029-301-1111 | 029-301-4754 | jutaku@pref.ibaraki.lg.jp |
| | | 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 | | 029-301-4759 |
| 栃木県 | 県土整備部住宅課 公営住宅担当 | 028-623-2323 | 028-623-2485 | jyutaku@pref.tochigi.lg.jp |
| | | 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 | | 028-623-2489 |
| 群馬県 | 県土整備部建築住宅課 (企画指導係) | 027-223-1111 | 027-226-3708 | kenjuuka@pref.gunma.lg.jp |
| | | 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 | | 027-221-4171 |
| 埼玉県 | 都市整備部住宅課 (企画担当) | 048-824-2111 | 048-830-5571 | a5550-07@pref.saitama.lg.jp |
| | | 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 | | 048-830-4888 |
| 千葉県 | 県土整備部都市整備局 住宅課(住宅政策室) | 043-223-2110 | 043-223-3255 | juutak7@mz.pref.chiba.lg.jp |
| | | 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 | | 043-225-1850 |
| 東京都 | 都市整備局都営住宅経営 部住宅整備課 | 03-5321-1111 | 03-5320-5034 | S0000370@section.metro.tokyo.jp |
| | | 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 | | 03-5388-1477 |
| 神奈川県 | 県土整備局 建築住宅部住宅計画課 (住宅企画グループ) | 045-210-1111 | 045-210-6539 | kikaku3.185@pref.kanagawa.jp |
| | | 〒231-8588 横浜市中区日本大通り1 | | 045-210-8889 |
| 山梨県 | 県土整備部建築住宅課 (計画担当) | 055-237-1111 | 055-223-1731 | kenchikujutaku@pref.yamanashi.lg.jp |
| | | 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 | | 055-223-1736 |
| 長野県 | 建設部建築指導課 (建築技術係) | 026-232-0111 (内線3616) | 026-235-7331 | kenchiku@pref.nagano.lg.jp |
| | | 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 | | 026-235-7479 |
| 新潟県 | 土木部都市局建築住宅課 (住宅整備係) | 025-285-5511 | 025-280-5443 | ngt160030@pref.niigata.lg.jp |
| | | 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 | | 025-285-6840 |
| 富山県 | 土木部建築住宅課 | 076-431-4111 | 076-444-3356 | akenchikujutaku@pref.toyama.lg.jp |
| | | 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 | | 076-444-4423 |
| 石川県 | 土木部建築住宅課 | 076-225-1111 | 076-225-1778 | kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp |
| | | 〒920-8580 金沢市鞍月1-1 | | 076-225-1779 |
| 岐阜県 | 都市建築部公共建築住宅課 (公営住宅担当) | 058-272-1111 | 058-272-8692 | c11659@pref.gifu.lg.jp |
| | | 〒500 8570 岐阜市藪田南2-1-1 | | 058-278-2783 |
| 静岡県 | くらし・環境部建築住宅局 住まいづくり課 | 054-221-3081 | 054-221-3081 | sumai@pref.shizuoka.lg.jp |
| | | 〒420-8610 静岡市葵区追手町9-6 | | 054-221-3083 |

4. 応急仮設住宅の建設に関する連絡担当課一覧

| | 担当部局担当課 (担当係) | 代表電話 | 直通電話 | E-mail |
|------|--------------------------------------|---|--------------|-----------------------------------|
| | | 住所 | | FAX 番号 |
| 愛知県 | 建設部建築担当局 公営住宅課 (計画・指導グループ) | 052-961-2111 | 052-954-6573 | koeijutaku@pref.aichi.lg.jp |
| | | 〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 | | 052-951-3421 |
| 三重県 | 県土整備部住宅課 (住まい支援グループ) | 059-224-3070 | 059-224-2720 | jutaku@pref.mie.jp |
| | | 〒514-8570 津市広明町 13 | | 059-224-3147 |
| 福井県 | 土木部建築住宅課 (住宅計画グループ) | 0776-21-1111 | 0776-20-0505 | kenjyu@pref.fukui.lg.jp |
| | | 〒910-8580 福井市大手-3-17-1 | | 0776-20-0693 |
| 滋賀県 | 土木部交通住宅課 (住宅まちづくり担当) | — | 077-528-4235 | hb00@pref.shiga.lg.jp |
| | | 〒520-8577 大津市京町 4-1-1 | | 077-528-4911 |
| 京都府 | 建設交通住宅課 (調整担当) | 075-451-8111 | 075-414-5357 | jutaku@pref.kyoto.lg.jp |
| | | 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 | | 075-414-5359 |
| 大阪府 | 住宅まちづくり部 住宅経営室住宅整備課 (事業推進グループ) | 06-6941-0351 | 06-6210-9761 | jutakukeiei@sbox.pref.osaka.lg.jp |
| | | 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 (咲洲庁舎 26 階) | | 06-6210-9750 |
| 兵庫県 | 県土整備部住宅建築局 公営住宅課計画係 | 078-341-7711 | 078-230-8454 | koeijutaku@pref.hyogo.lg.jp |
| | | 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4 丁目 18-2 | | 078-230-8466 |
| 奈良県 | 土木部まちづくり推進局 住宅課(総務企画係) | 0742-22-1101 | 0742-27-7540 | s-jutaku@office.pref.nara.lg.jp |
| | | 〒630-8501 奈良市登大路町 30 | | 0742-27-2681 |
| 和歌山県 | 県土整備部都市住宅局 建築住宅課企画指導班 | 073-432-4111 | 073-441-3216 | e0808001@pref.wakayama.lg.jp |
| | | 〒640-8585 県和歌山市小松原通 1-1 | | 073-428-2038 |
| 鳥取県 | 生活環境部くらしの安心局 住宅政策課(計画担当) | 0857-26-7111 | 0857-26-7412 | juutakuseisaku@pref.tottori.jp |
| | | 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 | | 0857-268113 |
| 島根県 | 総務部営繕課 (企画グループ) | 0852-22-5111 | 0852-22-5223 | eizen@pref.shimane.lg.jp |
| | | 〒690-8501 松江市殿町 1 番地 | | 0852-22-6199 |
| 岡山県 | 土木部都市局住宅課 (整備班) | 086-224-2111 | 086-226-7524 | jutaku@pref.okayama.lg.jp |
| | | 〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6 | | 086-234-9346 |
| 広島県 | 都市局住宅課 (住宅企画グループ) | 082-513-4164 | 082-223-3436 | tojutaku@pref.hiroshima.lg.jp |
| | | 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 | | 082-223-3551 |
| 山口県 | 土木建築部住宅課 (民間住宅支援班) | 083-922-3111 | 083-933-3883 | a18900@pref.yamaguchi.lg.jp |
| | | 〒753-8501 山口市滝町 1-1 | | 083-921-4616 |
| 徳島県 | 県土整備部住宅課 県営住宅担当 | 088-621-2591 | 088-621-2591 | jyutakuka@pref.tokushima.lg.jp |
| | | 〒770-8570 徳島市万代町 1-1 | | 088-621-2871 |
| 香川県 | 土木部住宅課 施設整備グループ | 087-831-1111 | 087-832-3585 | jutaku@pref.kagawa.lg.jp |
| | | 〒760-8570 高松市番町 4-1-10 | | 087-832-0239 |
| 愛媛県 | 土木部道路都市局 建築住宅課 | 089-941-2111 | 089-912-2757 | kenchikujuut@pref.ehime.jp |
| | | 〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 | | 089-941-0326 |
| 高知県 | 土木部 住宅課 (震災対策担当) | 088-823-1111 | 088-823-9856 | 171901@ken.pref.kochi.lg.jp |
| | | 〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20 | | 088-823-2999 |

| | 担当部局担当課 (担当係) | 代表電話 | 直通電話 | E-mail |
|----------------------|--------------------------------|----------------------------|--------------|--|
| | | 住所 | | FAX 番号 |
| 福岡県 | 建築都市部 県営住宅課 (住宅設計係) | 092-651-1111 | 092-643-3736 | kenjutaku@pref.fukuoka.lg.jp 092-643-3753 |
| | 建築都市部 住宅計画課 (住宅指導係) | | 092-643-3733 | jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp 092-643-3757 |
| 佐賀県 | 県土づくり本部 建築住宅課 (地域・住まいづくり担当) | 0952-24-2111 | 0952-25-7165 | kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp 0952-25-7316 |
| | | 〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59 | | |
| 長崎県 | 土木部 住宅課 企画指導班 | 095-824-1111 | 095-894-3108 | s08070@pref.nagasaki.lg.jp 095-894-3464 |
| | | 〒850-8570 長崎市江戸町 2-13 | | |
| 熊本県 | 土木部建築住宅局住宅課 (計画班) | 096-383-1111 | 096-333-2534 | juutaku@pref.kumamoto.lg.jp 096-384-5472 |
| | | 〒862-8570 熊本市水前寺 6-18-1 | | |
| 大分県 | 土木建築部 建築住宅課 (企画調査班) | 097-536-1111 | 097-506-4677 | a18500@pref.oita.lg.jp 097-506-1779 |
| | | 〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 | | |
| 宮崎県 | 県土整備部 建築住宅課 (住宅企画担当) | 0985-26-7196 | 0985-26-7196 | kenchikujutaku@pref.miyazaki.lg.jp 0985-20-5922 |
| | | 〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1 | | |
| 鹿児島県 | 土木部 建築課住宅政策室 (住宅企画係) | 099-286-2111 | 099-286-3738 | juyaku-y@pref.kagoshima.lg.jp 099-286-5637 |
| | | 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1 | | |
| 沖縄県 | 土木建築部住宅課 | 098-866-2418 | 098-866-2418 | aa067008@pref.okinawa.lg.jp 098-866-2800 |
| | | 〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 | | |
| 国土交通省 | 住宅局住宅生産課 | 03-5253-8111 | 03-5253-8510 | kasetsukaigi@mlit.go.jp 03-5253-1629 |
| | | 〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3 | | |
| 社団法人 プレハブ 建築協会 | 事務局 | 03-5280-3121 | | kikaku@purekyo.or.jp |
| | | 〒101-0052 千代田区神田小川町 2-3-13 | | 03-5253-1629 |

II 資料編

- A 応急仮設住宅の仕様の現状、検討事項の整理
- B 標準建設フロー
- C 標準様式・文書ひながた集

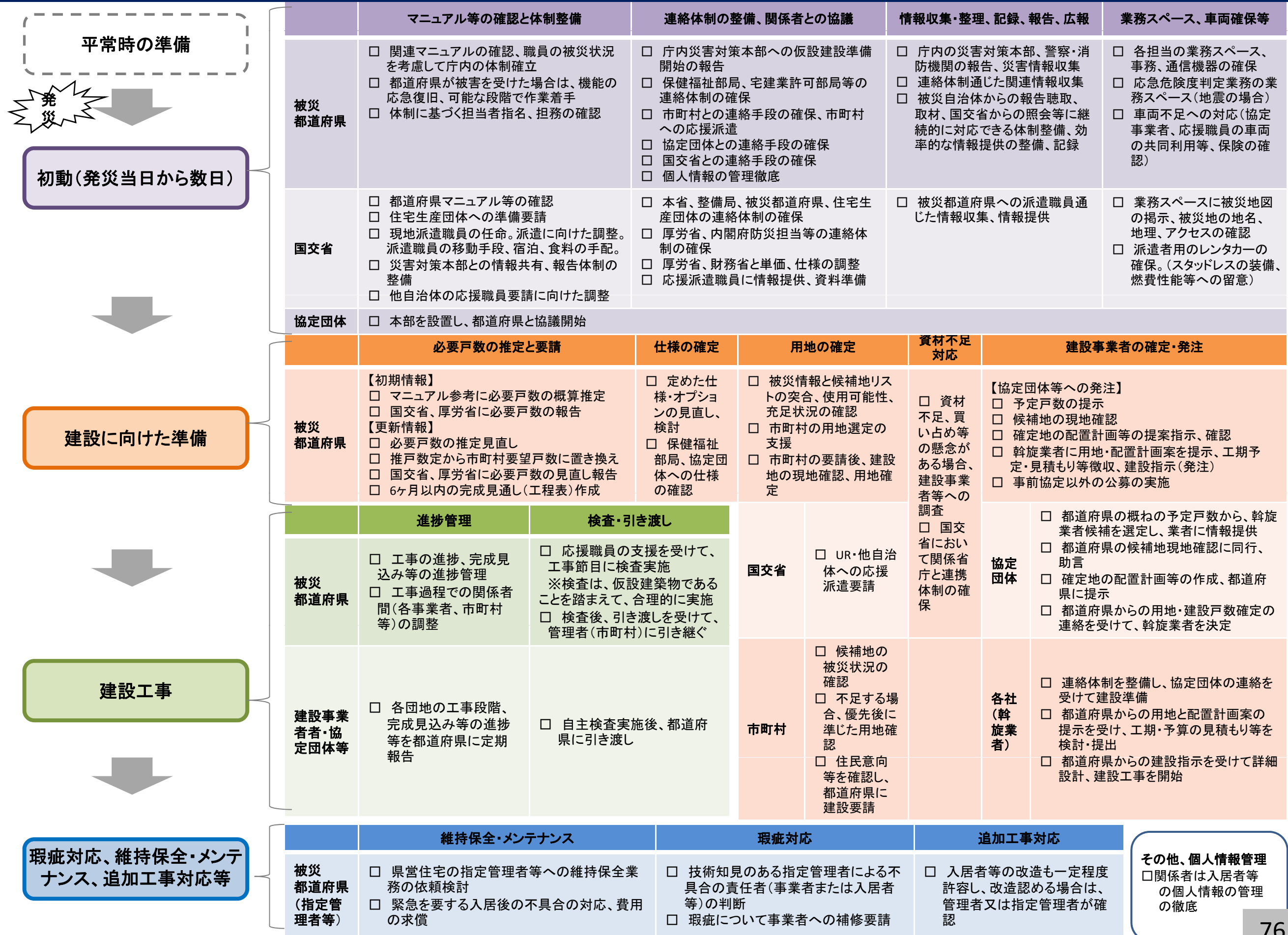
Ⅱ 資料編 A 応急仮設住宅の仕様の現状、検討事項の整理

※東日本大震災における岩手県の仕様等をもとに現状の仕様、今後の検証課題を以下のとおり整理。引き続き、コスト、工期、供給速度への影響、地域性等を踏まえて見直しを行う。

平成24年4月23日時点

| 本体 又は 外構 | 部位 | 東日本大震災における当初仕様の標準例(岩手県の例) | | | 追加工事で対応した内容 (岩手県の例) | ＜左記以外の仕様＞ その他積雪地等で採用された仕様 及び 今後検討・見直しを行う仕様 | |
|----------------|---------------|--|--|-----------------------------------|--|--|---------------------|
| | | プレ協・規格建築部会 | プレ協・住宅部会 | 公募による地元業者 | | | |
| 本体 | 構造 | 軽量型鋼ブレース構造、鉄骨型鋼ユニット構造 積雪1m | 鉄骨、木造等 積雪1m | 鉄骨、木造等 積雪1m | - | 積雪2m(積雪地) 鉄骨造の熱橋防止措置 | |
| | 基礎 | 木杭(一部H鋼基礎又はコンクリート板あり) | 木杭(一部東石又はコンクリート板あり) | 木杭(一部コンクリート板あり) | - | 木杭2本/900ピッチ(積雪地) | |
| | 屋根 | 折板屋根 | 折板屋根、切妻屋根、片流屋根等 | 折板屋根、切妻屋根、片流屋根等 | - | 雪下ろしのための屋根転落防止用アングル(積雪地) 屋根昇降用ハンゴ固定金物(積雪地) 屋根の遮熱、断熱措置 積雪対応のための屋根・庇の形状の工夫(積雪地) | |
| | 天井 | 天井グラスウール10kg品厚さ10cm | 天井グラスウール10kg品厚さ10cm相当 | グラスウール10kg品厚さ10cm | - | | |
| | 世帯間仕切り | 石膏ボードt=9.5+12.5(小屋裏まで3世帯毎) | 石膏ボードt=9.5+12.5(小屋裏まで3世帯毎) | 石膏ボードt=9.5+12.5(小屋裏まで各世帯毎) | | 長屋形式等の遮音性能の改善 | |
| | 間仕切り | 居室間の開口がない間仕切り、一部アコーディオン化 | 居室間の開口がない間仕切り、一部アコーディオン化 | アコーディオン化など | | | |
| | 床 | 床パネル グラスウール厚さ5cm +ポリエチレンフィルム敷t=0.15cm | グラスウール10kg品厚さ5cm以上 | グラスウール10kg品厚さ5cm以上 | - | | |
| | | タイルカーペット | タイルカーペット、クッションフロア、フローリング | タイルカーペット又は畳 | 畳を要望に応じて1室設置(畳のない住戸のみ) | 畳の標準化、畳よせの検討 | |
| | 壁 | 外壁パネル・グラスウール10kg厚さ5cm相当 | サイディング・グラスウール10kg厚さ10cm相当 | グラスウール10kg品厚さ10cm以上 | 【規格部会のみ】外断熱工事による断熱材の追加(5cm→10cm) | | |
| | 窓 | 引き違いアルミサッシ窓 | ペアガラス | ペアガラス | 【規格部会のみ】二重サッシ化 | 掃き出し窓の採用 | |
| | 玄関 | 袖壁 | 袖壁 | 袖壁 | 風除室 | 車いす利用等も考慮した玄関幅の検討 | |
| | | 手すり | 手すり | 手すり | - | | |
| | | 網戸なし | 網戸なし | 一部住戸に網戸設置 | 追加設置(玄関網戸のない住戸) | | |
| | トイレ | 手すり 暖房便座用コンセント | 手すり 暖房便座用コンセント | 手すり 暖房便座用コンセント | 暖房便座 | | |
| | 浴室 | 手すり | 手すり | 手すり | 要望に応じて追い焚き機能の追加設置 | 浴室出入口の段差解消 浴室のまたぎの深さの改善 シャワーの取り付け位置の改善 洗濯機に近い平面計画の工夫 | |
| | (庇または雨樋(物干し)) | なし | なし | なし | 庇又は雨どいの追加設置 | | |
| | (設備) | 空調設備 | エアコン(居間) | エアコン(居間) | エアコン(居間) | 暖房器具(市町村設置) | |
| | | 給水排水設備 | 硬質塩化ビニル管又は架橋ポリエチレン管 止水栓・保温巻・給湯給水立上り管ヒーター巻 | 硬質塩化ビニル管又は架橋ポリエチレン管、給湯給水立上り管ヒーター巻 | 硬質塩化ビニル管又は架橋ポリエチレン管 止水栓・保温巻・給湯給水立上り管ヒーター巻 | 床下の吹き抜け防止等 | 凍結防止のための水抜栓の設置(寒冷地) |
| 換気設備 | | なし | 小屋裏の換気扇・換気口 | 小屋裏の換気扇・換気口追加 | 床下の換気扇・換気口追加(設置可能な住戸) | | |
| 防災設備 | | 住宅用火災報知器 | 住宅用火災報知器 | 住宅用火災報知器 | | | |
| 外構 | 外部通路 | 砕石敷き(通路幅4~6m) | 砕石敷き(通路幅4~6m) | 砕石敷き(通路幅4~6m) | アスファルト舗装(歩行者用) | 堆雪スペースの確保(積雪地) 除雪車の通行幅の確保(積雪地) | |
| | 玄関スロープ | なし | なし | なし | 要望に応じて追加設置 | | |
| | 浄化槽 | 断熱材吹付け(または埋め込み型) | 断熱材吹付け(または埋め込み型) | 断熱材吹付け(または埋め込み型) | - | | |
| | 外灯の増設 | | | | 要望に応じて追加設置 | | |
| | 消火器設置 | 各棟に1台設置 | 各棟に1台設置 | 各棟に1台設置 | 各住戸に1台追加設置 | | |
| | カーブミラーの設置 | | | | 要望に応じて追加設置 | | |
| | | | | | その他の検討事項 | 汎用品の活用 収納スペースの確保(ロフトの設置工夫等) 耐風対策 標準規模の見直し 配置計画の工夫 | |

II 資料編 B 標準建設フロー



II 資料編 C 標準様式・文書ひながた集

| 項目 | 様式名 | 作成元 | 様式のやりとりを行う関係者 |
|---------------------------------|---|----------------------|--|
| 平常時の準備 | | | |
| ・地域住民の避難行動に係る意向の確認 | 応急仮設住宅の潜在需要把握のアンケート調査(結果) | 静岡県 | 都道府県←市町村←被災者 |
| ・民間賃貸住宅借り上げ基準、事務マニュアルの作成 | 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定(案) 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する覚書(案) | 国土交通省等※1 国土交通省等※1 | 都道府県←民間賃貸協会等 都道府県←民間賃貸協会等 |
| ・建設候補地リストの作成、定期的な更新 | 建設候補地チェックリスト(雛形) | 国土交通省※2 | 都道府県←市町村 |
| ・民有地所有者との土地の一時使用協定締結 | 応急仮設住宅用地使用協定書(雛形) | 山梨県 | 市町村←土地所有者 |
| ・発災時における対応業務、役割分担、執行体制の検討 | 執行体制と役割分担 | 愛知県 | 都道府県←市町村 |
| ・建設協力団体との事前協定の締結 | 災害時における応急仮設住宅の建設に係る協定書① 災害時における応急仮設住宅の建設に係る協定書② | プレ協 全木協 | 都道府県←プレ協等 都道府県←全木協 |
| ・発災時の対応シミュレーションの実施 | 手順の早見表 応急仮設住宅建設模擬訓練 | 千葉県 愛知県 | 都道府県←市町村 |
| 初動／建設に向けた準備 | | | |
| ・市町村の建設要望戸数の確認 | 応急仮設住宅の建設戸数調査書の提出について(依頼) | 神奈川県 | 都道府県←市町村 |
| ・建設戸数の確定 | 応急仮設住宅の着工等について(第〇弾) | 岩手県・宮城県・福島県 | 都道府県公表用 |
| ・民有地所有者との土地使用賃貸借契約 | 応急仮設住宅土地使用賃貸借契約書(無償の場合の雛形) 応急仮設住宅土地使用賃貸借契約書(有償の場合の雛形) | | 市町村←土地所有者 市町村←土地所有者 |
| ・建設協力団体への建設協力要請 | 災害時における応急仮設住宅の建設について 福島県応急仮設住宅配置の基本方針 | 愛知県 福島県 | 都道府県←プレ協等 都道府県←プレ協等 |
| ・応急仮設住宅建設方針の検討 | 建設候補地チェックリスト | 国土交通省※2 | 都道府県←市町村 |
| ・建設候補地の確認 | 応急仮設住宅の配置計画の参考例 | プレ協 | 都道府県←プレ協等 |
| ・建設予定地の配置計画図の作成 | 応急仮設住宅配置図チェックリスト | 岩手県 | 都道府県内部用 |
| ・建設地の配置図の確認 | 応急仮設住宅の建設について | 愛知県 | 都道府県←市町村 |
| ・工事事業者との契約(リースの場合) | 応急仮設住宅賃貸借契約書 | プレ協 | 都道府県←プレ協等 |
| ・工事事業者との契約(買い取りの場合) | 応急仮設住宅売買契約書 | プレ協 | 都道府県←プレ協等 |
| ・地元業者の事前整理 | 宮城県における応急仮設住宅の提案に係る事前整理受付要領 平成23年岩手県応急仮設住宅公募供給事業建設事業者公募要領 平成23年岩手県応急仮設住宅公募供給事業に係る建設事業者の選定について(通知) | 宮城県 岩手県 | 都道府県←地元事業者 都道府県←地元事業者 都道府県←地元事業者 |
| ・地元業者の公募・発注 | 承諾書 | 岩手県 | 都道府県←地元事業者 |
| ・市町村への委任(供給) | 災害救助法による救助の実施に関する事務の処理について | 宮城県 | 都道府県←市町村 |
| ・市町村への委任(管理事務) | 応急仮設住宅に係る事務の委任について(通知) | 神奈川県 | 都道府県←市町村 |
| ・車両通行許可 | 緊急(運行・輸送)車両確認申請書 | 神奈川県 | 都道府県←警察本部 |
| ・海外からの供給の申し出 | 輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅の提案書 | 国交省 | すままち←海外事業者 |
| 建設工事 | | | |
| ・施工計画書の作成・承認 | 応急仮設住宅標準工程表 応急仮設住宅工事管理・検査要領(案) (別紙1)現地立ち会い①(縄張り)確認項目一覧表 (別紙2)現地立ち会い②(建て方)確認項目一覧表 (別紙3)現地立ち会い②(建て方)確認項目一覧表 (別紙4-1)完成検査チェック表(書類確認) (別紙4-2)完成検査チェック表(①住戸内部) (別紙4-2)完成検査チェック表(②住戸外部) (別紙4-2)完成検査チェック表(③外構) (別紙5)応急仮設住宅検査調書 (別紙6)指示及び手直し完了確認書 (別紙7)念書 (別紙8)物件検査調書 (別紙9)応急仮設住宅引き継ぎ要領 (別紙10)鍵等引き渡し書 (別紙11)引継ぎ関係図書 (別紙12)応急仮設住宅現地引継シート (別紙13)竣工図書リスト (別紙14)打ち合わせ事項記録票 (別紙15)工事記録(業務打合わせ記録・工事指示) (別紙16)衛生設備の完成検査について(依頼) (別紙17)応急仮設住宅建設工事写真撮影要領 施工・完成検査必須確認ポイント(機械設備)案 | プレ協 岩手県・福島県 | 都道府県←プレ協等 都道府県内部用 又は 都道府県←事業者 都道府県←市町村 |
| ・応急仮設住宅工事管理・検査 | | 宮城県 | 都道府県内部用 |
| 瑕疵対応、維持管理・メンテナンス、追加工事対応等 | | | |
| ・応急仮設住宅居住者の状況把握 | 応急仮設住宅入居被災者意向調査 | 岩手県 | 都道府県←入居者 |
| ・入退去管理 | 応急仮設住宅入居者状況 応急仮設住宅の入居手引き | 福島県 岩手県 | 都道府県←市町村←入居者 都道府県・市町村←入居者 |
| ・相談対応 | 被災者等からの電話相談「住まいのホットライン」相談対応マニュアル | 岩手県 | 都道府県←入居者 |
| ・修繕・維持管理対応 | 応急仮設住宅における修繕・追加工事フロー (様式1)仮設住宅要望・追加工事処理票 (様式3)応急仮設住宅改造届出書 (様式4)不具合指示書兼作業報告書 | 福島県 | 市町村←管理センター←入居者 |

※1 「災害発生時の民間賃貸住宅の活用に係る検討会」資料
 ※2 岩手県、大阪府で作成されたチェックシートを元に、国土交通省で作成。